

「公園の安全点検」マニュアル

目 次

I. 遊 具 点 検

1 点検の趣旨	1－1 趣旨	1
	1－2 遊びにおけるリスクとハザード	2
	1－3 全国地域活動連絡協議会と母親クラブの取組	3
	1－4 専門技術者による点検概要	6
2 点検の方法	2－1 点検票の構成	8
	2－2 点検の方法	10
	2－3 集計の方法	11
3 点検項目と点検票	3－1 点検票記入時の留意点	12
	3－2 点検状況の記入（1項目）	12
	3－3 点検結果の報告状況（1項目）	15
	3－4 遊具・設備のチェック（2項目）	16
	3－5 環境・状況のチェック（2項目）	23
4 小学生対象アンケート	4－1 目的	29
	4－2 アンケート票	30
	4－3 平成22年度アンケート結果	31
5 資 料	5－1 点検活動の経緯	33

II. 防 犯 点 検

1 点検の目的	1－1 安全な公園とは	35
	1－2 特徴その1 公園を“地域のリビングルーム”に	36
	1－3 特徴その2 3つの空間から点検する	37
2 点検の方法	2－1 点検票の構成	38
	2－2 点検の方法	41
	2－3 対象公園の概要	44
	2－4 集計の方法	46
3 点検項目と点検票	3－1 点検前の準備	47
	3－2 公園の内部空間の点検（ハードな側面）	47
	3－3 公園の管理・利用状況の点検（ソフトな側面）	51
	3－4 公園の接園空間の点検（ハードな側面）	60
	3－5 公園の接園空間の点検（ソフトな側面）	66
	3－6 公園の立地空間	69
4 資 料	4－1 点検活動の経緯	73

I. 遊 具 点 検

1. 点検の目的

1－1 趣旨

“遊び場・公園”の遊具を点検し、その結果を管理者に報告して子どもの事故防止活動に寄与しようとするものである。

平成15年度より始め平成16年度からは遊具の安全性を自ら確認する力を持つようになることを期待し幼児や小学生の積極的な参加を呼び掛けてきた。

我が国の児童健全育成、母子保健の領域において、長年にわたって重要な課題のひとつとして子どもの家庭内外における事故（不慮の事故）防止が挙げられている。特に母子保健の領域では、事故防止をはじめとする重要な課題について、国、地方公共団体、関係機関・団体および国民が一体となって取り組む国民運動「健やか親子21」として、平成13年から具体的に取り組みが展開されてきた。また、少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策としての「少子化社会対策大綱」が閣議決定された（平成16年6月）。その後、平成16年12月には、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するため、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。本計画では、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、重点的に取り組んでいくこととされた。

「子ども・子育て応援プラン」での施策の内容・目標として挙げられている「子育てに安心、安全なすまいやまちづくり」に関しては、都市公園のバリアフリー化等の推進、建築物における事故防止対策の推進、安全・安心まちづくりの推進等が挙げられている。このように、子どもの事故防止、安全なまちづくりは少子化が進行する我が国の緊急な取り組み課題でもある。

さて、母親クラブによる全国一斉遊び場安全点検週間は、子ども達が夏休みに入る直前の7月第2日曜日を初日として、その後1週間に点検を行い、その結果を遊び場の管理者である市区町村担当部署等に報告して、遊び場における子どもの事故防止活動に寄与することを目的として、平成15年度から始められた活動である。

遊び場の最も中心的な利用者である幼児や小学生が、母親クラブ会員（保護者）や幼稚園・小学校教員、PTA関係者、保育所保育士、町内会・管理組合等地域の大人と一緒に、普段利用する遊び場の遊具をはじめベンチ、便所、水飲み場等設備、遊び場周辺の状態を直接確認する体験を通して、遊具の安全性を自ら確認する力をもてるようになることを期待し、平成16年度から幼児や小学生の積極的参加を呼びかけて実施してきた。

1-2 遊びにおけるリスクとハザード



遊び場の遊具で起こる全ての危険や事故を無くそうとすることは無意味なことで、遊具をすべて撤去しない限り不可能である。子どもが、遊びを通してより高く・速く・上手にできるようにという意欲は、成長に欠かせない。このような意欲をもって遊ぶ場合、時には失敗して、転倒・落下・衝突などを経験し、負傷することもある。つまり、意欲的な遊びには、危険が伴っていると言える。

このような場合の危険は、いわば「善玉の危険」であり、遊具に潜んでいる「悪玉の危険」を「ハザード」と言うのに対し、「リスク」と呼ばれる。このような失敗、負傷という経験をもとに、次には失敗・負傷せずにより高く・速く・上手にできるように工夫して遊ぶことを学んでいく。

30~40年前に、遊び場での事故が大きな社会問題になっていたアメリカでは、安全規格や安全指針を導入した途端に、多くの訴訟が起り、遊び場の閉鎖や遊具の撤去をせざるを得なくなってしまったという苦い体験をもっている。その経験から欧米では、遊びの中で「リスク」に挑戦することにより、小さな負傷を経験することがあっても、それは大きな事故や新たな危険を避けるための学習機会であり、そこには安全に対する判断力、行動力を身につけるための「遊びの価値」がある、という考えが主流になっている。

しかし、その前提条件として、子どもが自分自身で判断しにくく重大事故の原因となる「ハザード」は、遊び場から完全に除去されていることが必要で、欧米では安全基準で、遊具の設計・製造・設置、メンテナンスにおける致命的な「ハザード」を取り除くことを関係者に求めている。

わが国でも、公園の遊具による重大事故が後を絶たないことから、都市公園を所管する国土交通省は、平成14年3月、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』を策定し公表した。(平成20年8月改訂。)この指針では、「遊びの価値」として「リスク」を位置づけ、一方で大きな事故の原因である「ハザード」を除去することの重要性を基本理念として説いている。

さらに、「子どもはさまざまな遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的とは異なる遊びに用いることもある」と解説している。このことは、事故の原因是遊び方が悪いからであるとする従来の考え方から、リスクを求め大人の想像を越えた遊び方も「遊びの価値」のひとつとして尊重した安全観に基づいているのである。

1－3 全国地域活動連絡協議会と母親クラブの取組

(1) 全国地域活動連絡協議会との関わり

7月を「公園の安全月間」として「遊び場遊具点検」と「公園の防犯点検」を全国の母親クラブに呼びかける。

- ① 原則として夏休み前の活動とするが、各母親クラブの実情に応じて6～10月の活動もすすめる。
- ② 原則として点検票は全国地域活動連絡協議会から各母親クラブへ直送し、点検後は直接返送する。
- ③ 返送された点検票をデータ化し、結果の分析を踏まえた簡単な報告書を作成して各母親クラブに配布・報告する。

全国地域活動連絡協議会は各都道県・指定都市・中核市地域活動連絡協議会を通して全国の母親クラブに呼びかけて点検活動を実施している。7月を「公園の安全月間」と定め、原則として夏休み前の7月に全国一斉に「遊び場遊具点検」と「公園の防犯点検」を行う。但し、各母親クラブの実情に応じて6～10月の活動にも取り組んでいる。

点検票は全国地域活動連絡協議会より各母親クラブへ直送され、また、点検後の結果も直接返送される。この方法では各地域活動連絡協議会で、活動実態や活動結果の把握ができないため、要望により各地域活動連絡協議会を経由しての点検票の配布・回収を行う。

全国地域活動連絡協議会へ返送された報告票の内容はデータ化し、その結果の分析等を踏まえた簡単な母親クラブ向け報告書を作成し各クラブに配布・報告する。

なお、返送された点検票は一定期間後に破棄しデータは集計表にして保管・ホームページで公表する。

(2) 母親クラブの取組

地域の遊び場・公園の安全は管理者（市区町村担当部署）のみでは確保できない。遊び場・公園における子どもの事故防止、遊具の安全管理のために、母親クラブの全国一斉遊び場・公園の安全点検活動や普段の安全点検活動が、管理者との連携による安全点検活動のモデルとなっている。

国、地方公共団体ともに、少子化対策、安全・安心なまちづくりとしてさまざまな対策を講じている。乳幼児をもつ親たちが、自宅近くの街区公園、児童遊園、集合住宅内の遊び場等に立ち寄った際に、親たちにとっても快適を感じさせる遊び場・公園であることも必要である。親たちにとって快適な空間であれば、子どもと一緒に遊び場に出向く機会が多くなるであろう。子どもが利用する遊具の安全性が確保されていることは言うまでも無いが、ベンチ、トイレ、水道設備、通路の状態や植栽等に対してももっと配慮される必要がある。

国土交通省による平成19年度安全管理実態調査結果では、経過年数が十数年以上の遊具が可成りの割合を占めている。定期的に塗装がされていても、腐食や摩耗などが明らかな遊具は、親や子どもにとって魅力を欠き、近づき難い建造物にしか見えないのでなかろうか。

国土交通省は、平成21年度から「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を行っている。わが国の遊び場遊具の事故防止対策として緊急に求められていることのひとつは、遊具の安全性の確保である。遊具の安全性を欠いている原因のひとつが、老朽化した遊具が全国的に多いことである。「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の推進により、全国的に老朽化した遊具が更新され、替わって安全性が確保された遊具が設置されることによって、ハザードによる事故防止の軽減が期待される。

また、国土交通省による「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（2008年8月）では、地域の遊び場・公園は管理者のみでは確保できないことが強調されており、参考資料（地域住民との協働の例）として、「母親クラブ（全国地域活動連絡協議会）の取り組み」が紹介されている。この中で地域住民による安全点検表の一例として、全国一斉遊び場安全点検週間時の報告書（平成19年度版）が掲載されている。このように、全国的組織をもち、平成15年7月以降、毎年度定期的に継続して取り組んできている全国地域活動連絡協議会による遊び場安全点検の活動が評価され、国土交通省から紹介されている。

全国の単位クラブ会長・役員、クラブ会員には、わが国の遊び場・公園における子どもの事故防止、遊具の安全管理のために、全国一斉遊び場・公園の安全点検活動や普段の安全点検活動が、管理者との連携による安全点検活動のモデルとなっていることを共通認識として持ち、地域の遊び場・公園の管理者と密接に連携、協力して、地域の子どもの遊び場における事故防止に寄与されることを期待する。

（3）関連機関・組織について

“遊び場・公園”の管理者がどこか確認し、点検活動の目的を理解してもらい、活動の結果を報告する。

① 管理者の確認・整理

管理者が市区町村の“遊び場・公園”であっても市区等により、児童遊園、街区公園、その他の都市公園などの種類により担当する部署が異なる場合がある。また、団地やマンション等の敷地内にある遊び場は管理センターや管理組合が管理している場合が多い。

② 活動の理解・調整

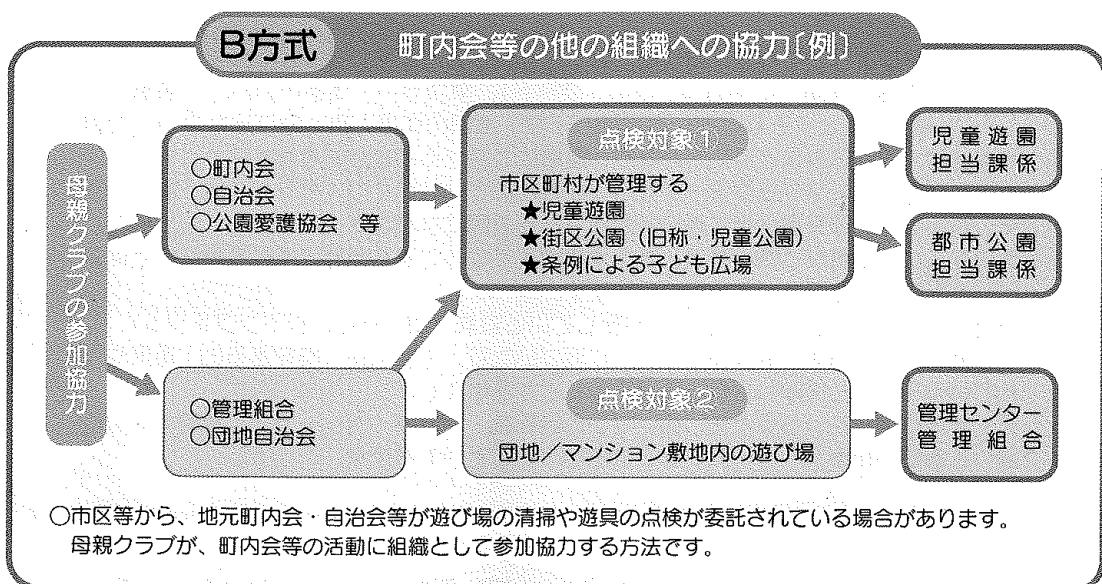
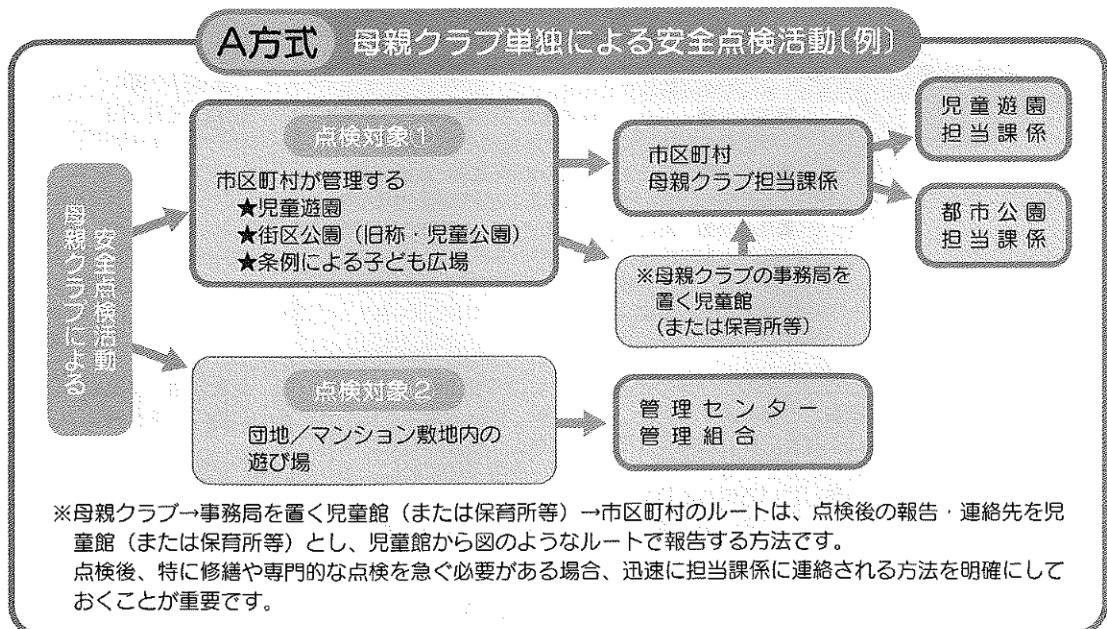
点検活動を計画、実施するに当たり管理者に活動の目的を十分に理解してもらい、適切な助言が受けられる体制をつくる。また、点検活動後の報告・連絡の内容・方法等についても事前の十分な話し合いや調整をしておく。点検活動にかかる複数の課係がある場合、担当部署間での調整を依頼する。

主任児童委員や児童委員、児童館職員等の協力が得られるかについても確認・調整する。

③ 事前に明確にしておく事項

母親クラブによる点検活動は、遊具等の物的ハザードに関する管理者への情報提供の目的であり、遊び場・遊具の安全管理に責任を持つものではないことを、管理者との事前打ち合わせの際に明確にしておく。

遊具やその他の設備に不具合が発見された場合等、維持管理は原則として“遊び場・公園”的管理者が行うことも明確にしておく。専門的知識・技術を持たない者による修繕が新たなハザードとなる危険性を認識しておく必要がある。



1－4 専門技術者による点検概要

母親クラブなど専門的な技術をもたないボランティアが、遊具の点検（ハザードチェック）を行うに当たって、専門技術者による点検の内容や方法を理解しておくことも参考になる。

(1) 基準診断と劣化診断

専門技術者が遊具の安全を点検するときのハザードチェック（診断方法）には、基準診断と劣化診断の2つがある。

基準診断・・・遊具の安全性に関する安全基準を満たしているかを中心に診断すること。

診断は、安全基準という客観的事実に対して、過去の事故事例などを踏まえ、事故の頻度と有害性の高さを考慮して判定する。

劣化診断・・・部品や部材（材料）の利用や、経年変化による劣化を主に診断する。診断は、材料別に金属系、木質系、樹脂系に分けて行う。

日本公園施設業協会による『安全規準（案）』が作られる前に、製造・設置された遊具のなかには、この規準（案）に適合していないものもあるが、そうしたものが直ちに事故につながるわけではなく、むしろ報告されている遊具による重大事故の多くは、劣化を主な原因としているものである。なぜなら、遊具は様々な材料で構成された耐久消費財で、特に屋外に常設されている遊具は、太陽光や風雨など自然の影響を受け、使われていなくても劣化が進んでいく。そこで、遊具に使われている代表的な材料の性質や劣化傾向を知ることは、劣化によるハザードを予防したり、早期に発見するうえでも重要である。また、劣化した遊具も軽いうちに適切に対処すれば、コストも低く、遊具もより長持ちすることになる。

ここでは遊具に使われているポピュラーな材料を例に、その劣化傾向を説明する。

(2) 金属類（鉄）の劣化傾向

鉄は、最も一般的に遊具に用いられている素材である。一口に鉄といっても実は様々な種類があり、用途や形状によって使い分けている。ただし、どんな鉄でもそのままではすぐ錆びてしまう。なぜなら、鉄は通常金属としては存在しておらず、人間が無理やり加熱還元という方法で酸素を取り除いて造っているため、非常に不安定であり、錆びるということは鉄が安定した状態に戻ろうとする事なのである。

鉄は、水分と酸素のはたらきで錆びるので、水と酸素（空気）を遮断すれば錆びを防ぐことができ、最も手軽な方法は「塗装」、つまり鉄の表面にペンキを塗ることである。ただし、単に塗ればと言うものではなく、美観とともに防錆という機能を発揮させるために、適切な塗料の選択と素地調整、塗装技術とが必要となる。

また、遊具に多く使用されているパイプ材は、内部からの錆び（腐食）にも注意しなければならない。ペンキを塗り重ねて、外観は一見キレイに見えても、支柱に使われていた太いパイプ材の内部がボロボロに腐食していたために支柱が折れ、遊具が倒れたという例が過去にある。この例でもわかるように、目だけに頼った外観からの点検だけでは判断が難しいいた

め、専門技術者による診断が必要となる。

最近の遊具に使用されている鉄は、亜鉛メッキなどの表面処理が施されている。これは、水分によって起こる変化を亜鉛によって防ぐという方法であるが、亜鉛は少しずつ流出し続ける。また、近年ステンレスやアルミニウムといった素材も多く使われている。

(3) 木質類（木）の劣化傾向

木は、日本人に最も親しまれている素材の一つである。屋外で使用される木の劣化は、腐朽（木が腐ること）、蟻害（虫害）、カビによる表面の汚染、紫外線と風雨による風化などあり、この中でも特に腐朽、蟻害（虫害）は、主に構造上の強度面の安全性に関わってくる。

ところで、木はなぜ腐朽するのか。これは、主として木材腐朽菌が、木材を食べて繁殖することによって起きるのである。その他、軟腐朽菌と呼ばれる木材加害菌は、水分が多く酸素の極めて少ない木材に繁殖し、その表面がスponジのように軟らかくなっていることが多いために、こう呼ばれている。

次に、遊具を倒壊させるほどの被害を及ぼすものに、シロアリがある。シロアリは、含水率が30%以上の木材を好む。特にヤマトシロアリは、生息に適する条件が腐朽菌と類似するため、食害と腐朽が同時進行する場合が多くある。

こうした木材の腐朽は、内部から進行する場合もあり、実際に倒壊した木製遊具も、外観からは腐朽を確認することができなかったものが多く、専門技術者でないと劣化の診断は難しいと言える。

一般的に、腐朽や蟻害を防ぐために、製造過程で「防腐・防蟻剤」と呼ばれる薬品を注入したり、塗布したりして腐朽菌やシロアリを駆除するが、最近は環境ホルモンへの配慮が必要になっており、遊具の場合、子どもが直接触れることから、毒性の強い薬剤は使用できなくなってきた。このようなことから、屋外常設の遊具に木の持つ軟らかさや温かさ等の優れた特性と活かすには、木材を消耗品と考え、こまめに劣化診断を実施し、手入れや交換をすることが不可欠となっている。

(4) 樹脂類（プラスチック・ゴムなど）の劣化傾向

遊具に用いられるプラスチックやゴムには、様々な種類があるが、一般的には熱に弱く、紫外線による割れ、ひび割れ（例：プラスチック材料を固定するボルト周辺部、透明な窓など）、変形や凹凸（例：プラスチック材料の中央部やプラスチック材料同士の接合部など）、著しい退色（色あせ）などの劣化が生じる。これらの異常があった場合には必要に応じて、管理者に報告し適切な対応を施すことが必要である。

(5) 人的要因（落書き・破壊行為などの汚損）の劣化傾向

屋外に常設される遊具の劣化のひとつに、汚損と呼ばれる人為的な行為がある。バットのようなもので叩かれて曲がった遊具の柱、割られたプラスチック製のパネル、火遊びにより燃やされた木材やプラスチックなど、材料の種類に限らず、多くの例が見られる。こうした遊具の破壊的行為や落書き、ゴミの散乱等の汚損は、放置しておくとエスカレートする傾向があり、遊び場の事故防止の面からも初期段階で対処することが大切である。

過去の事例として、公園のプラスチック遊具が燃やされ炎上し、隣家まで延焼するという事件があった。遊具の材料として燃えにくい材料を使用することも重要であるが、単に燃えにくくすると、逆に有毒ガスも発生するなど新たな問題が起こる場合がある。特に夏季は、公園での花火遊び、火遊びが多くなるので注意が必要である。

遊び場での安全管理は、地域住民の協力なくしてはありえない。マナーの問題で済んでい るうちに、遊び場に利用表示板を設けたり、自治会報等により利用者へ働きかけることが望まれる。

2. 点検の方法

2-1 点検票の構成

点検票は2頁構成

- ① 1頁目 … 表紙部分であり点検日時や母親クラブと参加者情報・公園の種類および管理者への報告状況等を記入する。
- ② 2頁目 … ハザードチェック表（以下の点検結果を記入する）
 - ・遊具・設備のチェック
 - ・環境・状況のチェック

具体的な点検票は以下のとおり。（※平成23年度用）

平成23年度 遊び場遊具点検票						
母親クラブ名:						
単位クラブの連絡先電話番号: (- - -)						
安全点検実施日: 平成 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分頃						
点検を行った遊び場の名前 :						
★お願い ①この活動報告書は、全国一斉遊び場遊具点検活動を行った“遊び場別”に記入してご報告ください。 ②該当する番号に○をつけてください。						
[問1] 点検を行った遊び場の区分 (一つだけ選ぶ)						
1. 街区公園（旧称：児童公園）		2. 児童遊園				
3. 児童館・児童センター広場		4. 団地・マンション内遊び場				
5. 市民館・公民館の広場		6. 神社・寺院の境内にある遊び場				
7. その他		8. 不明				
[問2] 参加者数						
1. 母親クラブ会員 人	2. 母親クラブ会員以外の大人 人	3. 高校生 人	4. 中学生 人	5. 小学生 人	6. 幼児 人	(大学生・専門学校生徒を含みます)
[問3] 本点検に際して助言・指導を受けた人・組織または共同で点検を行った組織(複数回答“可”)						
1. 自治体の公園・健全育成担当者 2. 児童館・児童センターの長または児童厚生員 3. 主任児童委員・児童・民生委員 4. 福祉事務所・保健所・社会福祉協議会等職員 5. 幼稚園・保育園の先生・保育士 6. 小中学校の先生 7. 遊具製造業・造園業の関係者 8. 町内会・自治会・管理組合 9. 幼稚園・保育園・小中学校の保護者会・PTA 10. 子育てに係わるNPO法人・市民団体 11. その他 12. 助言・指導を受けていない／共同で行っていない						
★問4、問5は点検活動の終了後にご記入ください						
[問4] 遊び場の管理者への点検結果の報告						
1. 次頁の「ハザードチェック表」に記録した内容を報告した 2. 事前に遊び場の管理者（自治体担当者、団地管理センターなど）と打ち合わせた様式により報告した 3. 不具合な遊具、ベンチ、フェンスなどの状況についてのみ報告した 4. 報告していない（理由：1. 不具合が無い 2. 公園管理者が特に求めない 3. その他 [] ）						
[問5] 遊び場の管理者への不具合な遊具等に関する写真の添付						
1. 写真またはデジタル写真を添付した 2. 添付していない						

[問6] ハザードチェック表(1) …遊具・設備のチェック (不具合のあるものすべてに○)

診断区分 No.	基 準 診 斷				利 用 診 斷		劣 化 診 斷	
	1	2	3	4	5	6	A	B
【注】 遊具・設備	鋭い尖端・角・縁がある	突起や引っ掛けがあり	顔・首・手指・足等が挟み込まれるような個所がある	遊具の基礎が露出している	幼児に適切な監督がされていない	利用対象年齢に合わない遊具で遊んでいる	腐れ・ひび・砕け等の劣化	着地部に窪みがある 遊具・設備の一部やネジが取れたり緩んでいる
①すべり台								
②ブランコ								
③シーソー								
④ジャングルジム								
⑤鉄棒								
⑥スプリング遊具								
⑦複合遊具								
⑧はん登棒・登り棒								
⑨うんてい・ラダー								
⑩砂場								
⑪他の遊具								
⑫ベンチ・腰掛け								
⑬便所								
⑭飲料水設備								
⑮柵・フェンス								
⑯あずまや・パーゴラ								
⑰他の設備								

[注] 遊び場にある遊具・設備に○をしてください。

[問7] ハザードチェック表(2) …環境・状況のチェック (該当するものすべてに○)

基準診断	①転落の可能性がある設置面が硬くないか	1. 問題ない 5. 樹木の根	2. アスファルト舗装 6. その他の硬い物質	3. コンクリート・ブロック舗装 4. レンガ舗装
	②監督者不在の遊び場にふさわしくない遊具が設置されていないか	1. 問題ない	2. 箱型ブランコ	3. 回旋塔 4. 遊動木
	③事故を誘発するような遊具の配置になっていないか	1. 問題ない 5. ブランコ周辺に	2. 遊具の間隔が狭い 6. その他の問題あり	3. 柵・壁・樹木等に接近している 4. 子どもの動きが交差しやすい
利用診断	④ロープやチェーン等の異物が放置されていないか	1. 問題ない 5. その他のロープ・ひも類	2. 工事用ロープ 3. 繩跳びロープ	4. 自転車のチェーン式鍵
	⑤カバン・マフラー・ランドセル・ひも類等を身につけたり持つて遊んでいないか	1. いない	2. いる	… 幼児 3. いる … 小学生
	⑥周囲の環境が飛び出しや周りから見えにくい状況にならないか	1. 問題ない	2. 道路への飛び出し 防止柵がない	3. 囲い・柵がない 4. 樹木・枝がのびている
劣化診断	⑦ガラス・ゴミが散乱し、落書き、破壊されていないか	1. 問題ない 5. 糞 9. 燃やされた跡	2. ガラス 6. ゴミの散乱 7. 落書き 10. その他の汚損	3. 金具・針金 4. プラスチック破片 8. 破壊

2-2 点検の方法

(1) 点検方法

点検主体 … 母親クラブ

点検対象 … 主に小学校区内に存在する公園

直接公園に出向き点検票の設問に応じて主に観察調査を行う。

点検の実施主体は単位母親クラブである。単位母親クラブが活動対象地域内の主として小学校区内に存在する公園(広く地域で公園と称しているものの全体)を対象として実施する。母親クラブ会員の他に自治体の公園・児童健全育成担当者、児童館の職員、児童委員や民生委員、社会福祉協議会の職員、幼稚園や保育園や学校の教職員、町内や自治会や団地管理組合、PTAや保護者、子育て市民団体等の参加も促す。

調査は主として各対象公園に出向いて点検する現地踏査による。

(2) 平成 22 年度点検結果

全国 32 の都道県・指定都市・中核市地域活動連絡協議会に属する 762 の母親クラブが 1,472 か所の公園・遊び場の遊具を点検した。

そのうち 996 か所に不具合が見られた。

対象となった公園の地域的分布としては北海道から沖縄まで広く全国にわたった。

各都道県・市別の取り組みクラブ数と対象公園数は以下の通りである。

都道県・市	クラブ 数	か所数	都道県・市	クラブ 数	か所数	都道県・市	クラブ 数	か所数
北海道	24	32	石川県	110	179	広島市	27	51
青森県	32	50	福井県	83	137	愛媛県	0	0
宮城県	32	98	静岡県	9	14	松山市	12	21
仙台市	30	41	静岡市	1	3	北九州市	16	71
山形県	30	68	愛知県	51	175	佐賀県	9	10
福島県	13	22	兵庫県	28	69	熊本県	9	9
茨城県	34	57	和歌山県	7	16	大分県	15	24
栃木県	16	22	鳥取県	1	1	宮崎県	30	43
群馬県	18	29	島根県	6	7	鹿児島県	1	3
東京都	4	6	岡山県	23	35	沖縄県	15	23
新潟県	2	3	広島県	4	6			
合 計			クラブ数：762			か所数：1472		

2-3 集計の方法

本調査の目的とするところは、母親をはじめ地域住民が地域の公園を安全の視点で点検することによってその公園への親しみと愛着を育て、加えて具体的な危険か所を改善していくことにある。従って全国調査ではあるが、これらを集計分析して何らかの客観的傾向を見ることが主たる目的ではない。しかし、公園の安全という視点から北海道から沖縄に至るまで1200余の公園を対象とした全国調査はこれまでに例がない。そこで本書では、点検票に記載された内容を集計分析して一般的傾向を読みとることにし、平成22年度点検結果として各項目毎に掲載する。

対象とした点検票は平成22年10月末段階で事務局である全国地域活動連絡協議会に届けられた1,472の公園である。

3. 点検項目と点検票

3-1 点検票記入時の留意点

(1) 主な留意点

主な留意点は次のとおり。

- ① マニュアル（DVD）等で点検の目的や方法を確認する。
- ② 単位連絡先電話番号を記入する。
- ③ “遊び場・公園”毎に記入する。
- ④ “遊び場・公園”の管理者を把握する。

(2) ポイント

① 点検対象

母親クラブによる点検活動の対象として、普段、指導員・監視員等の職員が常駐しておらず、不特定多数の人が夜間も出入りできるようになっている“遊び場・公園”に重点をおく。

② 主な“遊び場・公園”的区分と管理者

・児童遊園 …管理者＝ほとんどが市区町村。まれに民間が設置・運営するところもある。

都市公園とは設置の主旨を異にするもので、児童福祉法による児童厚生施設としてつくられた。児童館・児童センターと同類の施設であり、また、設置すべき地域も特に限定されておらず広く分布する。

母親クラブの活動拠点としても位置づけられる。

・都市公園…管理者＝ほとんどが都道府県・市区町村。

街区公園・地区公園・近隣公園など身近にあり国土交通省関連が所管している施設である。

3-2 点検状況の記入（1項目）

(1) 点検項目

点検項目

- ① “遊び場・公園”的区分
- ② 点検に参加した人数
- ③ 点検に当たって助言してくれたまたは一緒に参加した組織（複数回答OK）

【点検票 1 頁－1/2】

〔問1〕 点検を行った遊び場の区分 (一つだけ選ぶ)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 街区公園（旧称：児童公園） | 2. 児童遊園 |
| 3. 児童館・児童センター広場 | 4. 団地・マンション内遊び場 |
| 5. 市民館・公民館の広場 | 6. 神社・寺院の境内にある遊び場 |
| 7. その他 | 8. 不明 |

〔問2〕 参加者数

1. 母親クラブ会員 人	2. 母親クラブ会員以外の大人 人 <small>(大学生・専門学校生徒を含みます)</small>	3. 高校生 人	4. 中学生 人	5. 小学生 人	6. 幼児 人

〔問3〕 本点検に際して助言・指導を受けた人・組織または共同で点検を行った組織(複数回答 “可”)

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. 自治体の公園、健全育成担当者 | 2. 児童館・児童センターの長または児童厚生員 |
| 3. 主任児童委員、児童・民生委員 | 4. 福祉事務所・保健所・社会福祉協議会等職員 |
| 5. 幼稚園・保育園の先生・保育士 | 6. 小中学校の先生 |
| 7. 遊具製造業・造園業の関係者 | 8. 町内会・自治会・管理組合 |
| 9. 幼稚園・保育園・小中学校の保護者会・PTA | 10. 子育てに係わるNPO法人・市民団体 |
| 11. その他 | 12. 助言・指導を受けていない／共同で行っていない |

(2) ポイント

① 会員以外の参加

一斉点検活動が母親クラブ会員だけによる閉鎖的な活動にならないために、地域住民に母親クラブの活動を知ってもらうために、また、広く地域住民に、地域の遊び場における遊具等による子どもの事故防止、犯罪防止に対する関心をもってもらえるようにするために、「会員以外の大人」の積極的、継続的、増加的な参加が得られるよう、普段からの活動の紹介が期待される。

子どもたちの遊具での実際的な遊び方を観察しながらの点検は、大人の視線からだけでは気づかない点検の盲点を教えられる機会になる。また、大人と子どもとが一緒に実際の遊具に触れながらの点検を通して、子どもが気づかないネジの緩み・消失、ネジ・パイプの飛び出し、摩耗・腐食等を大人が教えながら、不具合が生じやすい遊具の部位、危険（不具合状態）を回避する方法、不具合を見つけた場合は親・大人に知らせるなどを教える機会となり、子どもが自ら事故防止に関心をもち、点検経験が事故防止のための行動力となると考えられる。

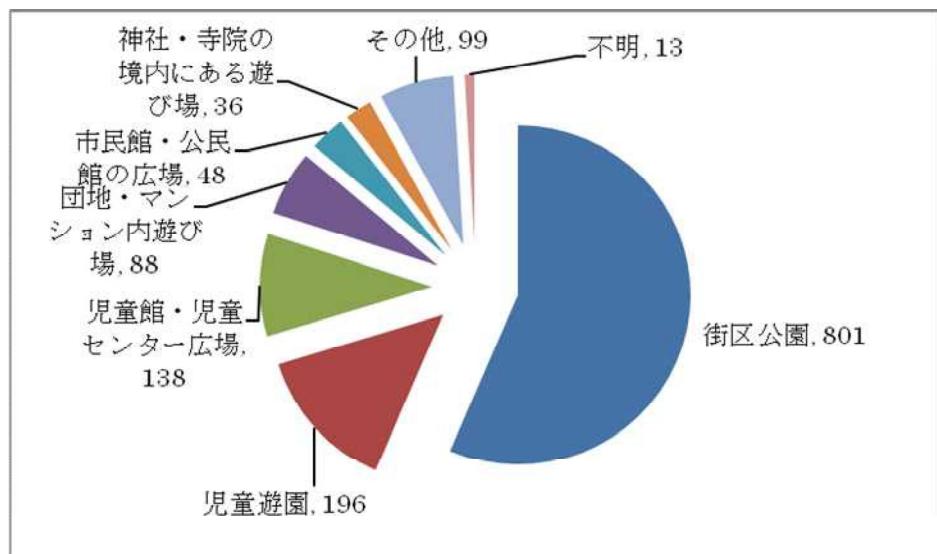
② 助言者・協力者の存在

安全点検活動を行うに際して、遊び場管理を担当する自治体担当部署職員による助言、児童館、児童委員、幼稚園・保育所・小学校教員等や町内会・自治会・集合住宅管理組合等の協力を呼び掛ける。また、活動地域内のこれらの関係者の助言、協力、参加がさらに増えるよう、市町村単位での働きかけを期待したい。

(3) 平成 22 年度点検結果

① 点検を行った“遊び場・公園”別内訳

街区公園（都市公園法に定める都市公園の1種類。平成5年まで「児童公園」と称された）（平成21年3月末現在、全国に26,300か所）が最も多く、次いで児童遊園（児童福祉法に定められる児童福祉施設。平成21年10月1日現在、3,600か所）である。児童館・児童センター広場の点検は昨年度と同じ138か所である。



② 会員以外の参加

母親クラブ会員	会員以外の大人	高校生	中学生	小学生	幼児
6,408	1,473	22	124	3,632	1,721

③ 助言者・協力者の存在

自治体担当課係職員	86
児童館・児童センター館長／児童厚生員	441
福祉事務所・保健所／社会福祉協議会等職員	20
主任児童委員／児童・民生委員	148
幼稚園教諭・保育所保育士	108
小学校・中学校教諭	10
町内会・自治会・管理組合等	149
幼稚園・保育所保護者会／小学校PTA	194
子育てに関わるNPO法人・市民団体	46
遊具製造業・造園業関係者	0
その他	133
(小計)	(1,335)
助言・指導無し／協力組織無し	455

3-3 点検結果の報告状況（1 頁目）

(1) 点検項目

点検項目 (点検活動終了後に記入)

- ① 点検結果を報告したかどうか
 - ② 報告時に写真を添付したか

【点検票 1 頁-2/2】

[問4] 遊び場の管理者への点検結果の報告

[問5] 遊び場の管理者への不具合な遊具等に関する写真の添付

1. 写真またはデジタル写真を添付した 2. 添付していない

2) ポイント

不具合の有る・無しにかかわらず点検結果を報告する。

⇒ 母親クラブと行政等の“遊び場・公園”管理者との密接で成熟した関係を保つ。

(3) 平成 22 年度点検結果

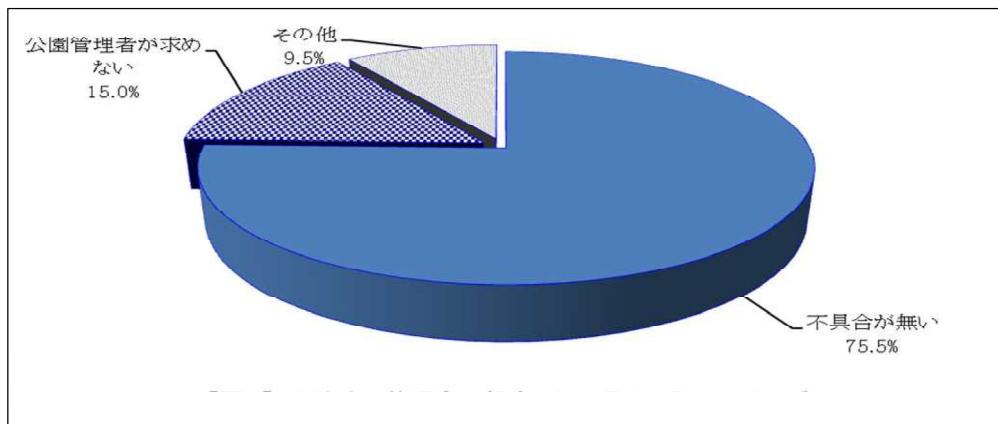
管理者へ報告されている割合は約半数となっている。

報告有り	チェック表の内容を報告	576	力所	[39.1%]
	事前打ち合わせ様式により報告	39		[2.6%]
	不具合遊具の状況のみ報告	104		[7.1%]
	結果の報告なし	753		[51.2%]

「報告していない」理由については次のとおりである。

点検結果を報告しなかった単位クラブのうち、その理由について無回答であったクラブを除く 452 クラブの回答結果である。その理由の約 4 分の 3 が「不具合が無い」である。

遊具等の安全管理が當時、適切に行われている結果であると推察される。



3-4 遊具・設備のチェック（2項目）

(1) 点検項目

点検項目

- ①すべり台等の遊具、便所等の設備の有無
- ②基準診断・利用診断・劣化診断の結果、不具合があれば“○”“×”をつける（設備については一部の診断を除く）

【点検票2頁-1/2】…ハザードチェック票（1）

[問6] ハザードチェック表(1) …遊具・設備のチェック (不具合のあるものすべてに○)								
診断区分 No.	基 準 診 断				利 用 診 断		劣 化 診 斷	
	1	2	3	4	5	6	7 A	8 B
①すべり台								
②ブランコ								
③シーソー								
④ジャングルジム								
⑤鉄棒								
⑥スプリング遊具								
⑦複合遊具								
⑧はん登棒・登り棒								
⑨うんてい・ラダー								
⑩砂場								
⑪他の遊具								
⑫ベンチ・腰掛け								
⑬便所								
⑭飲料水設備								
⑮柵・フェンス								
⑯あずまや・パーゴラ								
⑰他の設備								

[注]遊び場にある遊具・設備に○をしてください。

(2) ポイント

① 基準診断・利用診断・劣化診断によるハザードチェック

診断	ハザード要因	チェック概要項目
基準診断	尖端・角・縁	尖端や鋭利な角や縁がないか。
	突起・ひっかかり	手・足・指など身体の一部や衣服などが引っかかるような突起や出っ張り部分がないか。
	エントラップメント (挟み込み)	遊具の構造上、頭や首が挟まれる可能性のある隙間や空間はないか。
	遊具の基礎部	コンクリートで支柱や遊具の一部が固定されている基礎部が露出していないか。
利用診断	保護者・監督者	子どもの遊び・動きに対する適切な見守りがされていない
	対象年齢	遊具の利用対象年齢に合わない遊具で遊ぶ
劣化診断	腐れ・ひび・砕け	腐れ・ひび・砕け等遊具の劣化
	着地部の窪み	着地部の窪み
	欠落・欠損・消失	遊具の一部やネジが取れる・消失・緩み

② 基準診断（先端・角・縁）

刺傷や裂傷の原因になる尖端は作らず、角や縁も丸く、なめらかに仕上げられていなければならない。特に、鋭利な角・縁が、ぶらんこ等動きを伴う遊具にあって、子どもにぶつかった場合は、刃物で斬りつけられたと同じ状況になってしまうという認識が必要である。また、子どもの顔の高さに、ネジ・パイプ・横木などの先端が出ていると、何かの拍子で衝突して目や口・歯を強打し、重大事故になることもあるため注意が必要である。



◆遊具の角が鋭い



◆遊具の先端が出ている

③ 基準診断（突起・ひっかかり）

衣服や首に掛けたひも類・ロープやマフラーなどが引っかかり、窒息事故を起こすおそれがある。また、目の高さに突起があると、誤って目に刺さるおそれがあり、階段、プラットフォーム（複合遊具やアスレチック遊具などの高所に設けられた通路）、遊具周辺の地面などに突起があると、子どもがつまずき、転落・転倒事故の原因にもなるので注意が必要である。



④ 基準診断（エントラップメント(挟み込み)）

空間や隙間は「エントラップメント（わな）」と呼ばれ、窒息や頸椎損傷などの重大事故を招くおそれがある。

エントラップメントを遊具の設計・製造の段階でつくらない注意が必要で、実際に、2本のパイプ・横木や板の隙間に頭部、あるいは、ヘルメットやランドセルが挟まる重大・死亡事故が起こっている。



◆隙間による挟み込み



◆チェーンによる指の挟み込み

⑤ 基準診断（遊具の基礎部）

露出していると、転倒事故の原因になる。特に、揺れ動いている遊具や回転している遊具の近くでは、遊具やそれで遊んでいる子どもに衝突する事故にもつながり、重大事故を招くおそれがある。遊具の基礎部は、地中に埋められていなければならない。

遊具を設置した時は、地中に埋められていても、基礎部周辺の土が遊びによって削り取られたり、雨で流されて露出してくるので、基礎部や遊具周辺の地表の状態を確認することも安全点検の重要な視点である。



⑥ 利用診断（保護者・監督者）

公園では、保護者や引率者・監督者などが、子どもの遊び・動きを見守ることが事故防止の基本である。特に4歳以下の子どもは、危険の判断が十分ではないため、適切な指導や監督が常時必要となる。しかし、保護者や監督者等が話しに夢中になって、子どもの様子を見守っていない光景をしばしば見かける。また、子どもの体力に過剰な期待を持って、年齢や体力に適さない遊ばせ方をする場合もよく見かける。そうした状況は、重大な事故に結びつくハザードである。

公園の多くは、管理者や監督者が常駐していないため、保護者や地域住民がハザードの認識を高めて、重大事故につながる要因を取り除いたり、つくりないよう配慮することが望まれる。

⑦ 利用診断（対象年齢）

遊具は、利用する子どもの年齢層に応じて、おおまかに幼児用と小学生用に分けられ、その体格や運動能力を想定した設計で造られている。しかし、対象年齢層が表示されていない場合が多いために、外観からは対象年齢の判断が出来ないことがあり、そのために昨今は、使用対象年齢の表示が求められている。

また、幼児と運動量の激しい小学生が混在して遊んでいると、衝突したり転落・落下による事故を招く場合もあるので、遊ばせる遊具の対象年齢を把握して、幅を持たせながらも子どもの年齢や運動能力に見合った遊具を利用する必要がある。

欧米では、体格および運動能力に差が大きい小学校入学年齢の前後で対象年齢を区切って、遊び場のエリア（区域）も大きく2つに分ける方法が主流になっている。

⑧ 劣化診断

遊具は、車や電気製品などの工業製品と同じく、使ううちに徐々にいたんだり、壊れたりする。また、屋外に固定されている遊具は、風雨、太陽光、紫外線、潮風などの影響をうけ、それだけでも錆（さ）びたり、もろくなる。

ところが、ひとたび設置されると、その後は劣化の有無を確認するための点検や修繕など何もしなくても良いと勘違いされ、劣化状態が放置されているケースも珍しくない。

遊び場・遊具を常に安全な状態に維持するため劣化によるハザードを、日常点検や遊具の状態、耐用年数などに応じた専門技術者による定期点検、精密点検の「劣化診断」によって速やかに発見し、事故の起こる前に適切な修繕を施す必要がある。

⑨ 劣化診断（腐れ・ひび・砕け）

遊具は主に金属、木材、プラスチックなどの材料を組み合わせて造られているが、木材や金属などの内側の腐食は、外観からは判断しにくく、専門技術者による診断が不可欠となる。



◆プラスチックに亀裂



◆金属の腐食による穴

⑩ 劣化診断（着地部の壅み）



◆着地点が低い



◆壅みに水がたまっている

⑪ 劣化診断（欠落・欠損・消失）

劣化によって、手すりや落下防止柵、支柱など、遊具の一部が欠落あるいは欠損している状態は、転落・落下事故に加え、切り傷などの原因になる。また、遊具の各部分の接続や固定に使われているネジやボルトなどが抜け落ちている場合も、遊具の倒壊や落下などの大きな事故につながる。こうしたハザードは、直ちに修繕するなど、適切なメンテナンスを施す必要がある。



◆カバーがとれている



◆足場、ぶら下がりの部品の欠落

(3) 平成 22 年度点検結果

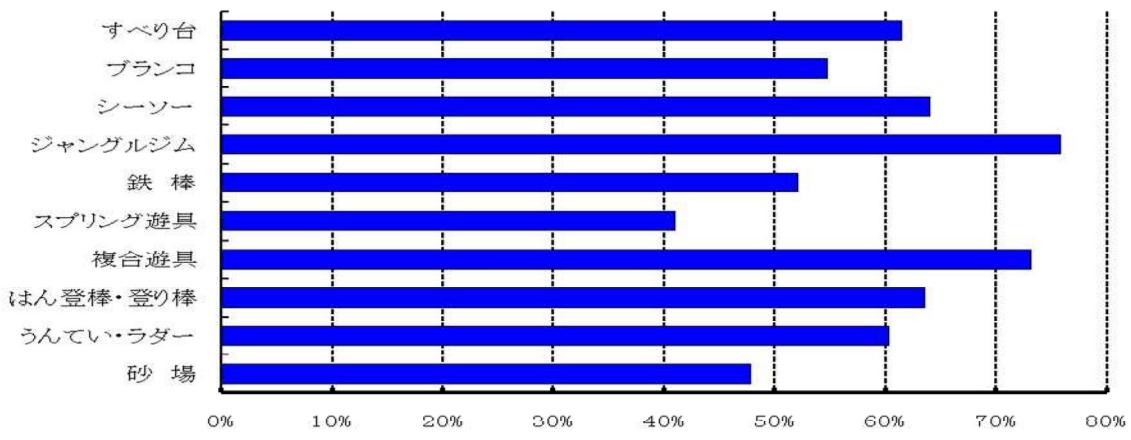
遊具にみられる顕著な不具合は「腐れ・ひび・碎け等の劣化」、「着地部の壅み」、「遊具の一部消失・ネジの緩みや消失」の 3 点である。

「劣化」の状況をみると、砂場を除く全ての遊具に 50%以上の不具合が見られ

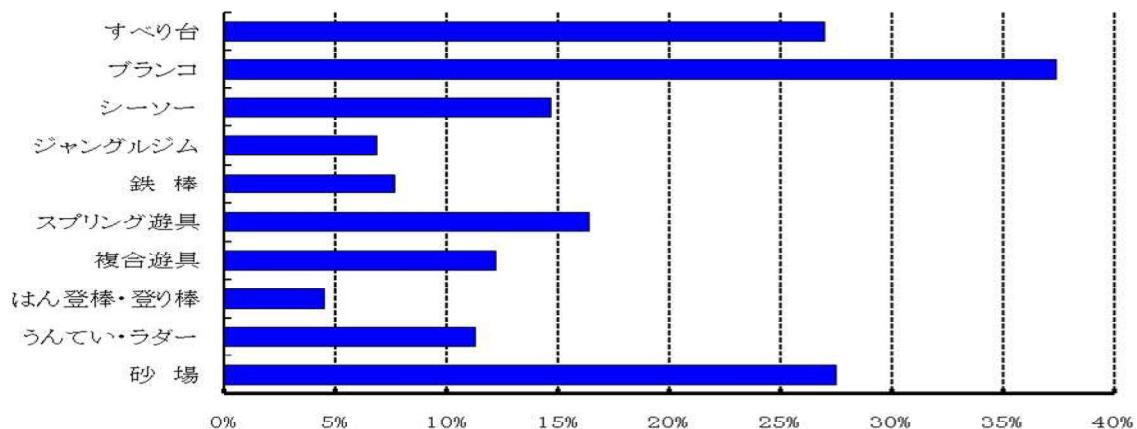
「着地部の壅み」の状況をみると、ブランコがぐんをぬき最も多い。

「部位の消失・ネジの緩みや消失」は、シーソーが最も高い率となっている。

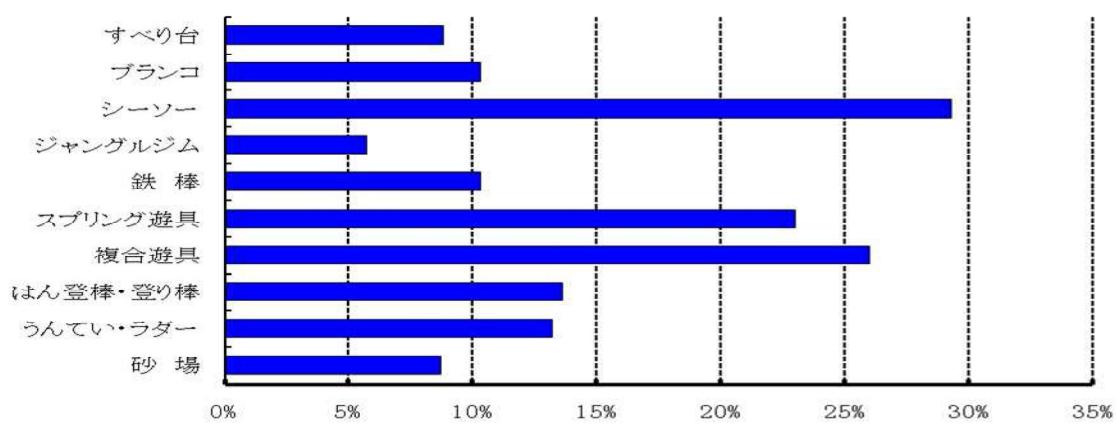
① 遊具別「腐れ・ひび・碎け等の劣化」状況



② 遊具別「着地部の窪み」状況



③ 遊具別「一部消失・ネジの緩みや消失」状況



3-5 環境・状況のチェック（2頁目）

（1）点検項目

点検項目

- ① 遊具等が置かれている環境や周りの状況を点検
- ② 基準診断・利用診断・劣化診断の結果、該当するものがあればすべてに“○”“×”をつける。

【点検票2頁-2/2】…ハザードチェック票（2）

[問7] ハザードチェック表(2) …環境・状況のチェック （該当するものすべてに○）					
基 準 診 断	①転落の可能性がある設置面が硬くないか	1. 問題ない 5. 樹木の根	2. アスファルト舗装 6. その他の硬い物質	3. コンクリート・ブロック舗装 4. レンガ舗装	
	②監督者不在の遊び場にふさわしくない遊具が設置されていないか	1. 問題ない	2. 箱型ブランコ	3. 回旋塔	4. 遊動木
	③事故を誘発するような遊具の配置になっていないか	1. 問題ない 5. ブランコ周辺に	2. 遊具の間隔が狭い 6. その他の問題あり	3. 柵・壁・樹木等に接近している	4. 子どもの動きが交差しやすい
利 用 診 断	④ロープやチェーン等の異物が放置されていないか	1. 問題ない 5. その他のロープ・ひも類	2. 工事用ロープ	3. 繩跳びロープ	4. 自転車のチェーン式鍵
	⑤カバン・マフラー・ランドセル・ひも類等を身につけたり持って遊んでいないか	1. いない	2. いる … 幼児	3. いる … 小学生	
	⑥周囲の環境が飛び出しや周囲から見えにくくない状況はないか	1. 問題ない 5. その他の問題あり	2. 道路への飛び出し 防止柵がない	3. 囲い・柵がない	4. 樹木・枝がのびている
劣 化 診 断	⑦ガラス・ゴミが散乱し、落書き、破壊されていないか	1. 問題ない 5. 羽 9. 燃やされた跡	2. ガラス 6. ゴミの散乱 10. その他の汚損	3. 金具・針金 7. 落書き	4. プラスチック破片 8. 破壊

（2）ポイント

① 基準診断（遊具周辺の設置面）

国土交通省は、平成14年3月に策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を平成20年8月に改訂し、遊具の設置面への配慮として「遊具は、落下・転倒の際に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない。」とした。

設置面がコンクリート・ブロック舗装、アスファルト舗装や樹木の根がある遊具の利用時は、特に遊具事故で発生しやすい転落・落下による負傷防止に配慮する必要がある。



◆ブロック舗装のため、マットを敷いている

② 基準診断（監督者不在の遊び場に相応しくない遊具の設置状況）

国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成20年度改訂版とも）では、（2）遊具の選定—③遊具の種類において、「重量が大きい可動性の箱型ぶらんこや遊動木などの遊具は、接触した場合の衝撃が大きく、重大な事故につながるおそれがあるため、選定に当たっては、想定される子どもの年齢構成や遊びの形態などについて十分に考慮し、慎重を期する。」と解説している。

また、日本公園施設業協会（遊具製作会社等を会員とする社団法人）は、「遊具の安全に関する規準」において、過去の重大事故事例の教訓から、監督者不在の遊び場に相応しくない遊具として、箱型ぶらんこ、遊動木のほか回旋塔を加えている。「これらの既存遊具については、改善が不可能な場合は、使用を禁止し、撤去が望まれる」と解説している。



◆箱ぶらんこ



◆回旋塔

③ 基準診断（遊具の配置）

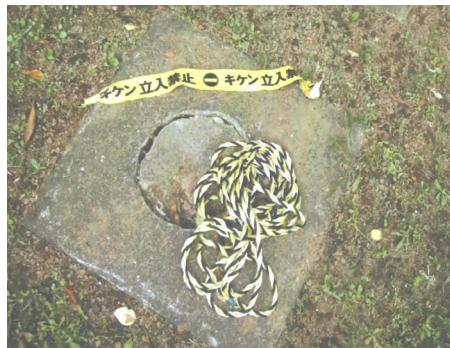
接近して設置されている遊具や利用者の動きが交叉するような位置にある遊具では、遊具利用時や移動中の衝突を起こしやすい。また、遊具による事故では、転落・落下を原因とする例が多いことから、転落・落下時に隣接する遊具への衝突、接触を防ぐためには、適切な間隔が保たれていることが事故防止の面から必要である。柵・フェンス・樹木等の近くに設置されている可動性のある遊具では、柵等との衝突による事故が起こりやすい。プランコによる事故では、その前後を横切る子どもや接近してくる子どもと利用者の身体や踏み板部との衝突が多い。

安全柵が無いプランコについては、接触・衝突事故を防ぐために、子どもにはプランコの安全な利用方法、周辺にいる子どもへの安全の配慮について教えることが必要である。また、母親クラブには、プランコや可動性のある遊具の周辺では、大人や年長児が幼児、年少者の安全を見守る意識が育つような活動も期待したい。

④ 利用診断（ロープ・チェーンの放置）

子どもは、遊び場に放置されているロープ、ひもを遊具に掛けて遊んだり、遊びの道具にすることがある。落下・転落、衝突、劣化による負傷などの事故に比べると、ロープ・チェーン類による事故例は多くはないが、その長さ、形状や使い方によっては、窒息による重大事故につながりやすい。

また、遊具の修理のために一時的に遊具に巻きつけられたロープが外されたり、ロープが遊びに使われることもあることから、修理中のロープの管理も事故防止の面から徹底される必要がある。



⑤ 利用診断（服装・持ち物）

ロープや縄跳びロープなどの異物と並んで、窒息事故の原因として注意が必要なものは、子どもが首や頭につけているネックレス、マフラー、自転車用安全ヘルメット、また、身につけているフードやひも付きの服装、そして肩掛けカバン、水筒やランドセルなどである。こうしたものに共通することは、輪のかたちをしたひもやベルトが首や上半身にあることで、これらを身につけたままで遊ぶと、遊具のパイプの先端・ネジなどの突起にからまったり、V字状の亀裂部分に引っ掛かって、首を絞める原因となる。また、脱げやすい靴・サンダルは、転倒や転落による事故の原因にもなる。

⑥ 利用診断（遊び場周辺の環境）

遊び場での子どもの事故防止・安全には、遊具による事故のみならず、遊び場周辺の道路での交通事故防止、遊び場内での犯罪被害防止にも点検の目が向けられる必要がある。

なお、遊び場周辺の環境整備の重要性は、近年、特に子どもの犯罪被害防止の面から重要視されている。

幼児、小学校低学年児の路地や公園等からの飛び出しによる自動車、バイク、自転車等の交通事故が多い。公園からの飛び出し事故で公園の管理者の安全管理責任を認めた判決は、今後の公園等遊び場の事故防止対策を進めるうえで、遊具による事故防止のみならず、遊び場からの飛び出しによる交通事故防止にも配慮していく必要性を指摘している。



◆側溝に蓋がなく転落の危険



◆車止めが壊れている

⑦ 劣化診断（ガラス・ゴミ等の散乱／破壊・汚損等）

遊び場や砂場に散乱するガラス、金属・針金、プラスチック破片などは、手・足の負傷原因となるだけでなく、快適感も失われる。遊具の部位が燃やされるとその箇所の強度が失われ、状況により倒壊の原因ともなる。落書きや遊具の破壊は、利用者である子どもの快適感を失わせるだけでなく、地域住民の目が届かない場所とみられ、子どもが被害者となるような犯罪の発生場所になりやすい。

遊び場における子どもの事故防止、犯罪被害防止の面からも、幼児、小学生、中学生・高校生、勤労青年や大人が遊び場を利用する際には、ガラス・ゴミの散乱等がないよう、快適な遊び場づくりにも母親クラブが先導的役割を担って活動を展開していくことを期待したい。



◆左：放置されたゴミ

◆右：鋭利な物によって
傷つけられた遊具



◆燃やされた遊具



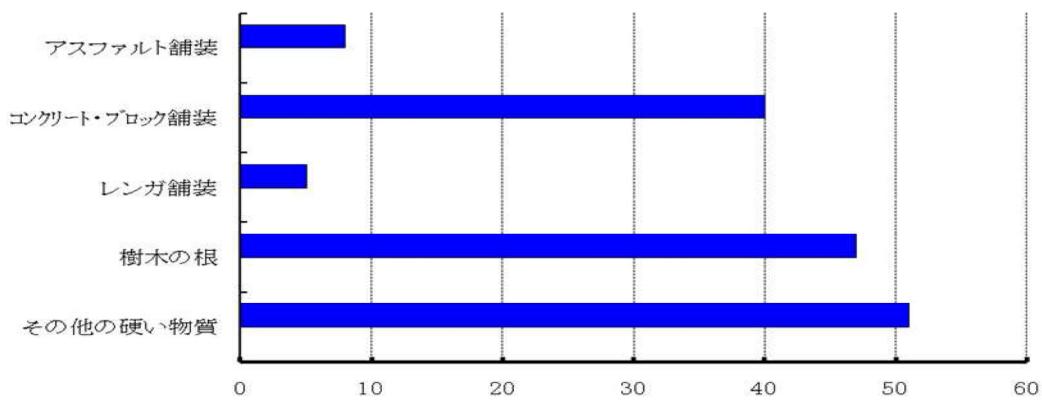
◆放置されたイス

(3) 平成 22 年度点検結果

コンクリート・ブロック舗装などの硬い設置面に配置されていたりプランコ周辺に柵が無いとの報告がある。周辺の環境では樹木・枝が伸びている、道路への飛び出し防止柵が無い遊び場も少なくない。周辺状況ではゴミの散乱について多く指摘されている。

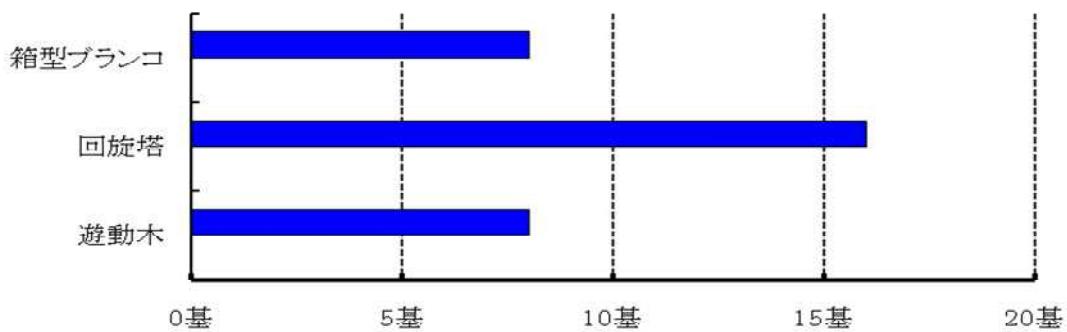
① 遊具周辺の設置面

遊具の直下・周辺の設置面（地表面）について点検した結果、コンクリート・ブロック舗装の例が多い。



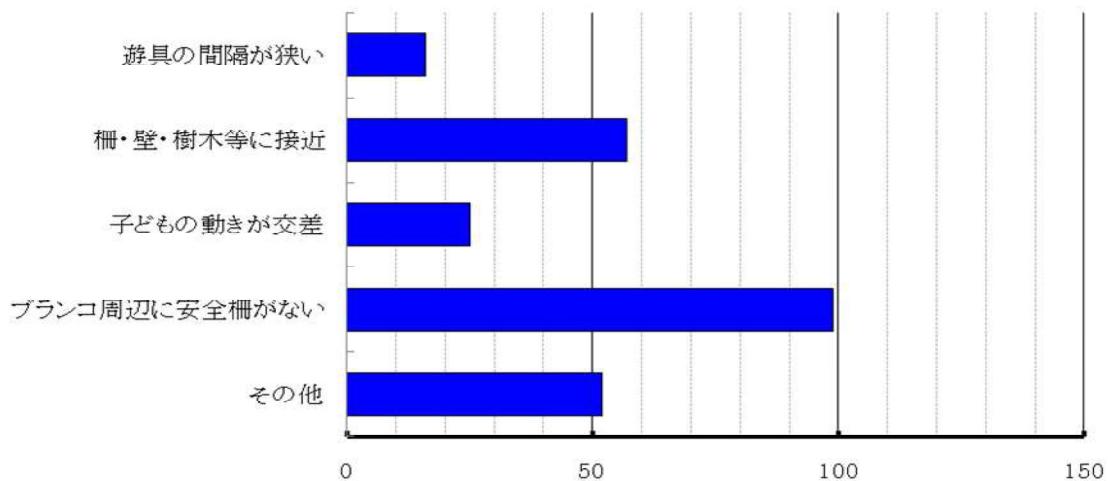
② 監督者不在の遊び場に相応しくない遊具の設置状況

【監督を必要とする遊具】



③ 遊具の配置

ブランコ周辺に安全柵が設置されていない例が多い。



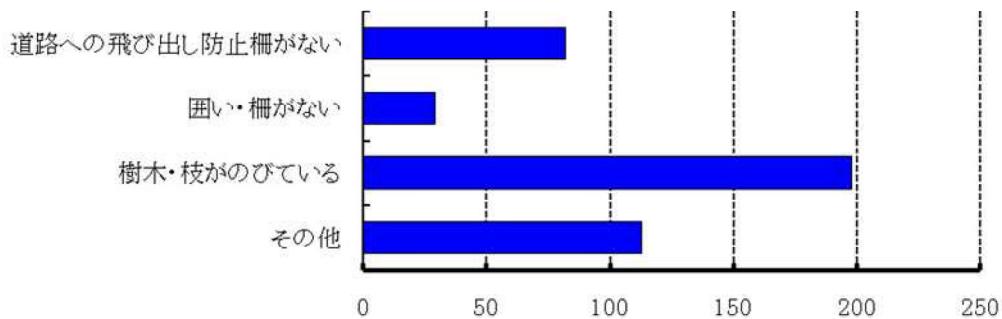
④ ロープ・チェーンの放置

工事用ロープ以外のロープ・ひも類が多い。後述するゴミの散乱が多いこととも関係があると考えられる。快適な遊び場づくりのためにも、地域住民の意識改革が望まれる。

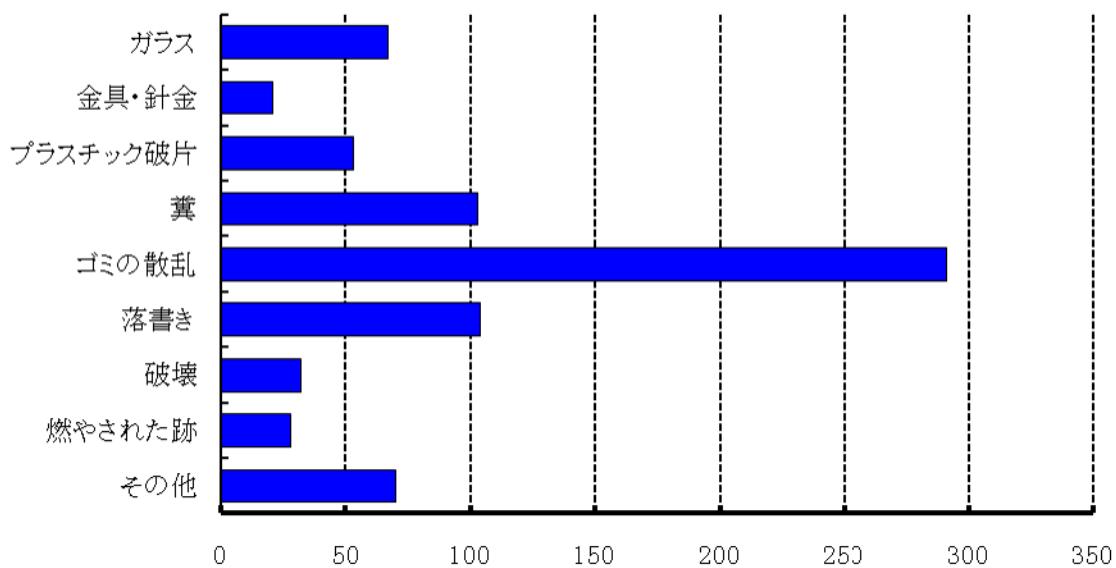
区分	遊び場か所数
工事用ロープ	3
自転車のチャーン式鍵	1
その他のロープ・ひも類	36

⑤ 遊び場周辺の環境

樹木・枝が伸びて周辺の道路や住宅からの視界が遮られているような遊び場が多い。道路への飛び出し防止柵がない遊び場も少なくない。



⑥ ガラス・ゴミ等の散乱／破壊・汚損等



4. 小学生対象アンケート

遊具による事故原因のひとつである不具合を、子ども自身が気づきその危険を回避する力を育てるために、点検活動に小学生、中学生等の積極的な参加を呼びかける。

4-1 目的

遊び場利用の主人公である子どもの事故防止のためには、遊具による事故原因のひとつである不具合を子ども自身が気づき、その危険を回避する力を育てるこことも重要である。母親クラブ会員とともに地域の遊び場を点検するために、小学生、中学生等の積極的な参加を呼びかけて実施する。

点検活動に参加した小学生を対象にアンケートを行って、遊び場での事故経験の有無、遊び場・遊具の事故防止の理解について回答を調査・把握する。

4-2 アンケート票

**遊び場遊具点検活動に参加して
小学生アンケート**

母親クラブ名：

母親クラブの連絡先電話番号： (- -)

この調査は、お母さんたちと一緒に遊具点検に参加した小学生の感想を聞くために用意したのもです。ご協力ををお願いします。児童一人あたり1枚ご使用下さい。

[1] 学年 … 小学 年生

[2] 男女別 … 1. 男 2. 女

[3] 今まで公園や団地・マンションの遊び場にある遊具でケガをしたことありますか。

1. ある 2. ない 3. わからない・おぼえていない

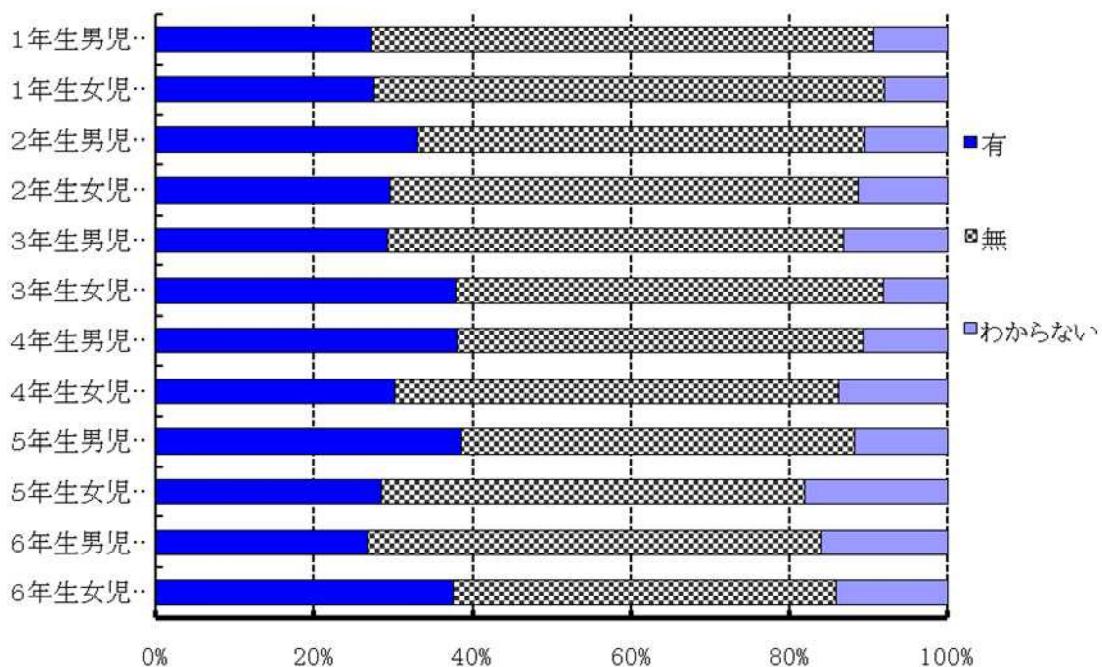
[4] お母さん達と一緒に遊具の点検をしてみて、「わかったこと」を全部選んで○をして下さい。

1. 遊具で遊ぶ時は、遊具を使う前に自分で安全を確かめる事が大事だとわかった。
2. 遊具で遊ぶ時、はだしやビーチサンダルはケガの原因になる事がわかった。
3. 遊具にロープやひもを結んだり持って遊ぶ事はケガの原因になる事がわかった。
4. 雨が降った後は、遊具が滑りやすく、ケガをしやすい事がわかった。
5. 遊具で遊ぶ時は、近くにいる友達や子どもがケガをしないように気をつけなければいけないとわかった。
6. 遊具を傷つけたり壊したりすると、大きなケガの原因になる事がわかった。
7. 遊び場にゴミを散らかしたり、ガラス瓶を割ったりするとケガの原因になる事がわかった。

ご協力ありがとうございました。

点検に参加した小学生は延べ 3,632 人に上った。そのうちアンケートに協力してくれたのは男児 1,327 人、女児 1,594 人、計 2,969 人であった。アンケートの結果、約 3 割が遊具でケガをしたことがあると答えている。

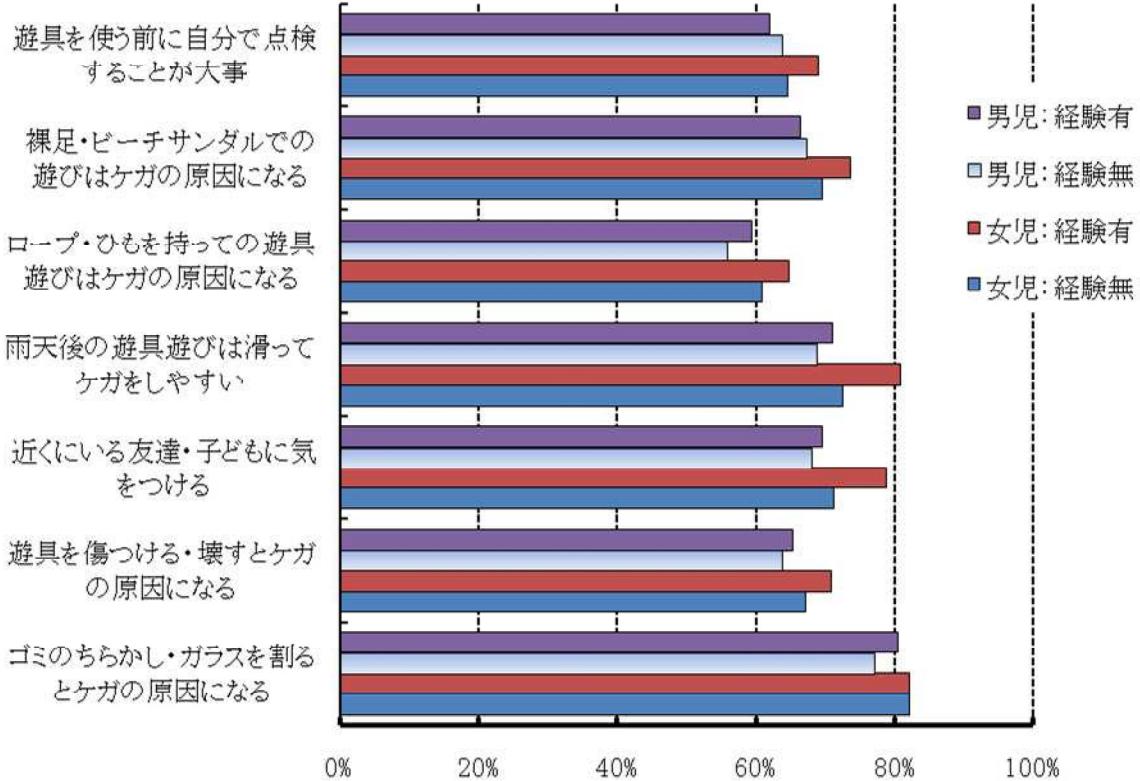
【遊び場における事故経験】



＜遊び場・遊具の事故防止の理解＞

安全点検活動に参加した後の小学生に、遊び場での事故防止の理解について質問した結果を次頁に示した。「ゴミのちらかし・ガラスを割るとケガの原因になる」は、理解しやすいのに対して、「ロープ・ひもをもっての遊具遊びはケガの原因になる」は、理解が難しい様子である。

男女別・事故経験の有無別に、各質問の理解度を比較してみると、事故経験のある子どもの方が、事故原因、事故防止の理解度が高い傾向となっている。事故原因や事故防止の理解を、遊び場の利用の際に安全な行動に結びつけられるように大人の働きかけも重要である。



【執筆：荻須 隆雄 玉川大学教育学部教授】

5. 資 料

5-1 点検活動の経緯

「遊具の点検」に関連して全国地域活動連絡協議会および母親クラブが取り組んだ事業は、平成13年度に荻須隆雄埼玉県立大学教授(当時)の指導を受けて開始し、以下のような経緯を経て現在に至っている。

年度	事 業 名	概 要
平成 13 年度	母親クラブによる遊び場の遊具の点検および事故防止活動に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ❖社会福祉・医療事業団助成事業 ❖点検活動のマニュアル作成を想定した3年計画の初年度として母親クラブによる活動の実態把握アンケートを実施
平成 14 年度	母親クラブによる遊び場の遊具の点検および事故防止活動に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ❖社会福祉・医療事業団助成事業 ❖「遊び場事故防止活動マニュアル」を作成
平成 15 年度	母親クラブによる遊び場の遊具の点検および事故防止活動に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ❖福祉医療機構助成事業 ❖「遊び場事故防止活動マニュアル（ビデオ）」を作成 ❖7月の第2週に全国一斉に遊具の点検を実施 (以降、毎年実施) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,426か所 参加者数 = 11,951人 参加母ク数 = —— クラブ (内、母ク会員=8,348人) </div>
平成 16 年度	全国一斉推進事業 「遊び場遊具の点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,396か所 参加者数 = 14,897人 参加母ク数 = 873 クラブ (内、母ク会員=7,749人) </div>
平成 17 年度	全国一斉推進事業 「遊び場遊具の点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,901か所 参加者数 = 17,380人 参加母ク数 = 1,130 クラブ (内、母ク会員=9,167人) </div>
平成 18 年度	全国一斉推進事業 「遊び場遊具の点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,858か所 参加者数 = 16,925人 参加母ク数 = 1,063 クラブ (内、母ク会員=8,963人) </div>
平成 19 年度	全国一斉推進事業 「遊び場遊具の点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,891か所 参加者数 = 17,789人 参加母ク数 = 1,336 クラブ (内、母ク会員=9,078人) </div>

平成 20 年度	全国一斉推進事業 「遊び場遊具の点検」	❖ 7月に実施 点検か所数 = 1,723 か所 参加者数 = 15,832 人 参加母ク数 = 1,140 クラブ (内、母ク会員=7,689 人)
平成 21 年度	全国一斉推進事業 「遊び場遊具の点検」	❖ 7月に実施 点検か所数 = 1,830 か所 参加者数 = 16,421 人 参加母ク数 = 916 クラブ (内、母ク会員=8,193 人)
平成 22 年度	全国一斉推進事業 「遊び場遊具の点検」	❖ 7月に実施 点検か所数 = 1,472 か所 参加者数 = 13,380 人 参加母ク数 = 762 クラブ (内、母ク会員=6,408 人)

5－2 平成 22 年度点検結果（各地域活動連絡協議会別集計表）

※次頁以降

II. 防犯点検

1. 点検の目的

1-1 安全な公園とは

子どもたちの大切な生活空間である地域の公園を、犯罪の危険から守られた安全なものにする。

安全な公園の2つの条件

- ①ソフトな側面 … 地域の人々によく利用され大切にされている
- ②ハードな側面 … 地域の人々の目線が注がれやすい

公園は子どもたちにとって最も大切な生活空間の1つである。特に幼児や小学生にとっては重要である。既って彼等の代表的な遊び空間であった道路や空地、社寺境内や庭空間は自動車や建物に占拠され、彼等の遊び空間としての公園のもつ意味は一昔前とは較べものにならない程に大きいものになっている。

こうした公園が、子どもたちに加えられる痛ましい犯罪の場所になっている。

2005年度と2009年度の母親クラブによる地域の安全点検調査でも公園は道路と並んで子どもたちが犯罪の危険に遭遇した典型的な空間になっている。今日の状況のはじりともいえる東京の宮崎事件は集合住宅団地の公園で発生したし、神戸の北須磨の事件も住宅団地の公園・緑地が現場となり、痛ましい事件もまた公園・緑地の危険性を浮きぼりにしている。

	2005年（平成17年）	2009年（平成21年）																																																															
調査状況	<ul style="list-style-type: none">・秋田市、足利市、姫路市、倉敷市、北九州市の6地区で実施・調査対象児童数 2,157人、白紙を除く有効回答数は 1,599人	<ul style="list-style-type: none">・北海道から沖縄まで 15地区で 18母親クラブが取り組む・調査対象児童数 3,632人、白紙を除く有効回答数は 2,181人																																																															
調査結果	<ul style="list-style-type: none">・被害にあった件数（対“有効回答数”率）<table border="1"><tbody><tr><td>粗暴犯</td><td>54件</td><td>(3.4%)</td></tr><tr><td>風俗犯</td><td>65</td><td>(4.1)</td></tr><tr><td>窃盗犯</td><td>121</td><td>(7.6)</td></tr><tr><td>不明</td><td>3</td><td>(0.2)</td></tr><tr><td>計</td><td>243件</td><td>(15.2%)</td></tr></tbody></table>・被害にあった場所<table border="1"><tbody><tr><td>公園</td><td>46件</td><td>(18.9%)</td></tr><tr><td>道路</td><td>66</td><td>(27.2)</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>28</td><td>(11.5)</td></tr><tr><td>建物内</td><td>17</td><td>(7.0)</td></tr><tr><td>その他</td><td>86</td><td>(35.4)</td></tr><tr><td>計</td><td>243件</td><td>(100.0%)</td></tr></tbody></table>	粗暴犯	54件	(3.4%)	風俗犯	65	(4.1)	窃盗犯	121	(7.6)	不明	3	(0.2)	計	243件	(15.2%)	公園	46件	(18.9%)	道路	66	(27.2)	駐車場	28	(11.5)	建物内	17	(7.0)	その他	86	(35.4)	計	243件	(100.0%)	<ul style="list-style-type: none">・被害にあった件（対“有効回答数”率）<table border="1"><tbody><tr><td>粗暴犯</td><td>96件</td><td>(4.4%)</td></tr><tr><td>風俗犯</td><td>103</td><td>(4.7)</td></tr><tr><td>窃盗犯</td><td>144</td><td>(6.6)</td></tr><tr><td>計</td><td>343件</td><td>(15.7%)</td></tr></tbody></table>・被害にあった場所<table border="1"><tbody><tr><td>公園</td><td>44件</td><td>(12.8%)</td></tr><tr><td>道路</td><td>110</td><td>(32.1)</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>15</td><td>(4.4)</td></tr><tr><td>建物内</td><td>27</td><td>(7.9)</td></tr><tr><td>その他</td><td>147</td><td>(42.6)</td></tr><tr><td>計</td><td>343件</td><td>(99.8%)</td></tr></tbody></table>	粗暴犯	96件	(4.4%)	風俗犯	103	(4.7)	窃盗犯	144	(6.6)	計	343件	(15.7%)	公園	44件	(12.8%)	道路	110	(32.1)	駐車場	15	(4.4)	建物内	27	(7.9)	その他	147	(42.6)	計	343件	(99.8%)
粗暴犯	54件	(3.4%)																																																															
風俗犯	65	(4.1)																																																															
窃盗犯	121	(7.6)																																																															
不明	3	(0.2)																																																															
計	243件	(15.2%)																																																															
公園	46件	(18.9%)																																																															
道路	66	(27.2)																																																															
駐車場	28	(11.5)																																																															
建物内	17	(7.0)																																																															
その他	86	(35.4)																																																															
計	243件	(100.0%)																																																															
粗暴犯	96件	(4.4%)																																																															
風俗犯	103	(4.7)																																																															
窃盗犯	144	(6.6)																																																															
計	343件	(15.7%)																																																															
公園	44件	(12.8%)																																																															
道路	110	(32.1)																																																															
駐車場	15	(4.4)																																																															
建物内	27	(7.9)																																																															
その他	147	(42.6)																																																															
計	343件	(99.8%)																																																															

犯罪から守られた公園の安全確保には、大きく2つの柱からのアプローチが必要である。その第1の柱は、地域の住民に親しまれ良く利用され大切に管理運営される公園である。公園の安全というと安直な“死角”対策が先行し、やたらと公園の樹木が伐採されたりすることが少なくない。しかし、いくらこうした“死角”対策をすすめたとしてもそこで遊ぶ子どもたちに目を注ぐ大人が殆どいなかったりしたのでは問題は解決しない。ましてや安直な死角対策が公園の魅力を半減し子どもたちをはじめ地域住民が余り魅力を感じないようになれば、たまに遊ぶ子どもの危険は増大する。従って、まず第一の安全な公園の条件は、地域の大人から子どもたちまで様々な階層の人々に親しまれ大切にされる“俺たち・私たちの公園”づくりである。勿論、漫然とこうした公園づくりをすすめればいいというものではない。そこには当然、犯罪や事故から子どもたちを守る新しい視点が必要であり、その意味では“安全にして楽しい公園づくり”が求められているといえる。これはソフトな側面からの安全な公園づくりの柱ということになる。

もう1つの柱はハードな側面からの安全な公園づくりである。具体的には公園の周辺に住んで（働いて）いる人々、周辺道路を行き交う地域の人々、更には公園を利用している人々から、子どもたちが見守られる空間的な改善である。狭くは死角対策といわれるものではあるが、これを見通しの確保だけを突出させることなく、公園全体の魅力の確保と両立させる形ですすめることである。地域の人々に親しまれ良く利用される公園づくりが何よりも安全対策の基本になるものではあるが、常時そうした状況が公園に確保されることを前提にすることはできない。時にはそうした状況が途切れることも当然存在する。従って、こうした状況下にあっても、そこで遊ぶ子どもたちの安全が確保されていくためには、公園周辺の人々や接園部の道路を行き交う人々の目線が公園内の子どもたちに注がれ易い工夫が必要である。

1－2 特徴その1 ⋯公園を“地域のリビングルーム”に

公園を安全で楽しい“地域のリビングルーム”に育てる。

安全対策を進める2つの特徴

- ① 活動の中心は地域住民
- ② 地域住民の目線の確保という点を中心に点検し、その改善方向を検討

公園の安全対策のソフトとハードの2つの柱を両立させてすすめていく方法が求められている。こうした要望に答えて考案されたのが、ここで展開する方法である。この方法の特徴としては次のような点が挙げられる。まず第1には、この活動の中心は地域住民にある。行政や専門家が中心になってすすめる安全点検ではない。この活動は、地域住民の公園とそこで遊ぶ子どもたちへの関心を喚起することができる。“安全”と“楽しい利用”という視点から公園への関心を高めていく。この取り組みのなかでもこうした点は確認されている。活動に取り組んだ母親達の公園を見る目や公園の係わり方に大きい変化がみられるのである。こうした点検活動を毎年繰り返していくことによって公園は彼女等の“地域のリビングルー

ム”へと成長していく。当面する関心事である“子どもの安全”というテーマから行動をおこし、やがては公園を地域のリビングルームへと成長させていくプロセスを期待できるのである。(ここでいう地域のリビングルームとは、住居におけるリビングルームの機能を地域へと展開したものである。住居のリビングルームは、家族の各構成員が個室から出てきて共に家族という共同生活を確認し楽しむ空間である。地域のリビングルームとはその地域の住民が各戸から出てきて共に地域という共同生活を確認し楽しむ空間である。各戸のリビングルームをみれば、その家族のコミュニティーがわかるように、公園をみればその地域のコミュニティーの成熟度合いがわかるものである。)

1－3 特徴その2 3つの空間から点検する

具体的に点検するのは3つの空間。

- ① 公園の内部空間
- ② 公園の接園部（外周部に接する空間）
- ③ 公園の立地空間（半径100m程度）

特徴の第2は、具体的な点検項目としては「公園の内部」・「公園の接園部」・「公園の立地」という3つの視点から、地域住民の目線の確保という点を中心にして空間構成と利用・管理状況を点検し、その改善方向を検討することにある。こうして公園の安全対策の2つの柱を同時にすすめていくことを目的にするものである。

3つの空間毎の点検項目としては次のような事項がある。

- ① 公園の内部空間について
 - <ハードな側面>
 - ・ 内部空間の死角になる場所
 - <ソフトな側面>
 - ・ 公園の利用と管理状況
- ② 公園の接園部について
 - <ハードな側面>
 - ・ 接園部の障害物の存在
 - ・ 接園部の危険空間の存在
 - <ソフトな側面>
 - ・ 接園部の建物の利用状況
 - ・ 接園部の道路の利用状況
- ③ 公園の立地について
 - ・ 公園の周辺100m以内（公園の立地空間）にある、集会施設の存在
 - ・ 公園の立地空間の土地利用
 - ・ 公園の立地空間の道路利用状況

2. 点検の方法

2-1 点検票の構成

点検票は6頁構成

- ① 1頁 … 表紙部分であり点検日時や母親クラブと参加者情報・公園の種類等を記入する。
- ② 2~6頁… 公園の3つの空間についてハードな側面・ソフトな側面に関わる質問がある。
また、右側には質問項目に関連する“対策の基本”事項が掲載されている。

具体的な点検票は以下のとおり。(※平成23年度用)

住民の手による		○公園名	○公園の種類(□をつける)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">子どもを犯罪から守る 公園の安全点検</div>		<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 1.里親公園 <input type="checkbox"/> 2.街区公園(日称:児童公園) <input type="checkbox"/> 3.近隣公園 <input type="checkbox"/> 4.広場・遊び場 ・児童館・児童センター・広場 ・園地・マリオ内遊び場 ・市民館・公民館広場 <input type="checkbox"/> 5.その他・不明
○調査日		2011年 月 日 時 ~ 時	
○調査参加者(母親クラブおよび協力者の人数を記入する)			
<p>母親クラブ <input type="text"/>人</p> <p>1.自治体の公園・健全育成担当者(<input type="text"/>人) 2.児童館・児童センターの長・児童厚生員(<input type="text"/>人) 3.主任児童委員・児童・民生委員(<input type="text"/>人) 4.社会福祉協議会等職員 (<input type="text"/>人) 5.幼稚園・保育園・小学校の先生・保健士 (<input type="text"/>人) 6.町内会・自治会・管理組合等 (<input type="text"/>人) 7.幼稚園・保育園・小学校の保護者会・PTA (<input type="text"/>人) 8.子育てNPO・市民団体 (<input type="text"/>人) 9.その他: _____ (<input type="text"/>人), _____ (<input type="text"/>人)</p>			
○感想(点検後に公園の安全について気付いたことを何でも記入してください)			
<p>○この調査は3つの目で公園の安全を点検します。 1つ目は、公園の内部。 2つ目は、公園の接觸部(外周部に接する空間)。 3つ目は、公園の立地する周辺の空間です。</p> <p>○チェックする項目は、それぞれの空間の状況やその管理や利用の状況です。</p> <p>○調査の方法は、直接公園に出向いて主に観察調査をおこないますが、利用や管理については近隣住民や行政へのヒヤリングや資料でもおこないます。</p> <p>○調査に当たっては、この表の他に公園の平面図を使います。(図面は行政の担当にあります)公園の現況と少々異なることもあります。その時は図面を修正します。また図面が入手できない時は簡単な手書きの図面でもいいです。</p> <p>○準備するもの 　・黒と赤のペン 　・公園の平面図 　・画板のような下敷き</p>			
		都道府県 _____ 市区町村 _____	
母親クラブ名 _____		母親クラブの連絡先電話番号(_____ - _____ - _____)	[必須]
記入者氏名(_____)		問い合わせ先: 全国地域活動連絡協議会 (担当: 高木・松本) tel 03-3797-8183 fax 03-3486-5142 監修: 千葉大学名誉教授 中村 攻	

【回答方法】設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.ロ.ハ.・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他()内は記述する。

① 公園の内部

安全のポイント 子ども達の姿が見えなくなるような大きい障害物がなく
地域の大人口や子ども達によく使われている公園

点検項目

対策の基本

①-1. 公園の内部空間 <この表に記入し、図面上にも赤く×印を付ける>

(イ)、内に入ると子どもの姿がすっかり隠れてしまう大型遊具・施設されてない物置等はないか。

{1. ない

{2. ある
(具体的にどんな
ものですか)

イ. 遊具 ロ. トイレ ハ. 樹木 ニ. 物置(施設のない)
ホ. その他()

(ロ)、公園内に人の届かない“死角”になるような場所はあるか。また、それは何によって生じているか。

<死角になる場所>

{1. ない

{2. ある
(何によって
生じているか)

イ. 複合遊具 ロ. 単体遊具 ハ. トイレ ニ. 物置
ホ. その他の建物()
ヘ. 高い木(枝おろしが不十分なため) ド. 低い木(剪定が不十分で大きくなりすぎたため)
チ. 地形の高低差 リ. その他()

→ 該当する項目について、どうしたら安全になるかみんなで検討し、公園課等に相談をしよう。

①-2. 公園の利用や管理 <この表に記入する>

(イ)、公園はよく管理されているか。(各項目ごとに該当する番号に○をつける)

落書き

{1. ない
2. 時々ある
3. よくある}

ゴミ

{1. ない
2. 時々散乱
3. よく散乱}

遊具等
(ある場合の破損)

{1. ない
2. 少々ある
3. よくある}

トイレ
(ある場合の汚れ)

{1. ない
2. 時々ある
3. よくある}

樹木
(ある場合の剪定)

{1. よくされている
2. 不十分だがされている
3. ほとんどされていない}

→ 問題があったら、公園課等と相談をしよう

(ロ)、公園の利用状況はどうか

A. 時間帯ごとの利用人数 → () 内に対応する下記の番号を記入する

1. 10人以上 2. 9~6人 3. 5~3人 4. 2~1人 5. ほとんどない

・8時~12時	・12時~15時	・15時~18時	・18時以降
()	()	()	()

→ どんな時に利用者が彼らになつて公園が危険な状況になるのかを話し合おう

・公園課や警察に危険な時間等を中心に行バトロールを相談する

・公園の安全には様々な地域住民の利用を促すことが大切です。子どもだけでなく地域の人々にこつても魅力ある公園の利用について検討し、町会や地域の各種団体さらには公園課等にも協力をよびかける

B. 主な利用方法 → 各年令層の()内に、下記の主な利用方法の記号を記入する(2つまで複数回答可)

イ. 遊具遊び ロ. 砂場遊び ハ. フィールド(広場を使った)遊び ニ. 雑談・休憩
ホ. 体操 ヘ. 散歩・ランニング ド. 付き添い チ. 特に目的ない

リ. その他() () ()

幼児 ()	小学生 ()	中学生 ()
青年 ()	大人 ()	高齢者 ()

【回答方法】設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.ロ.ハ・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他（）内は記述する。

(八)、公園を利用する団体は？

公園を日常的に利用する団体およびその団体の活動内容、活動頻度について該当する記号を記入する。

活動 団 体	活 動 内 容	頻 度		
			イ. 各種行事	イ. ほぼ毎日
該当する記号全てに○をする	□. 公園の清掃管理 ハ. 花壇等を作る・世話	□. 一週間に1~2回 ハ. 1ヶ月に数回		
	二. スポーツ	二. 年に数回		
	ホ. その他（ ）	ホ. その他（ ）		
イ. 子育て組織（子ども会・母親クラブ等）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）		
□. 自治組織（自治会・町会等）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）		
ハ. 地域階層組織（老人会等）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）		
二. 業者組織（商工会等）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）		
ホ. 教育機関（学校・保育園等）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）		
ハ. 行政等	→ イ □ ハ □ ホ（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）		
ト. その他（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）	→ イ □ ハ □ ホ（ ）		

→ ・地域の住民組織が色々な形で公園を利用するのは公園の安全にとって大切。こうした団体を広げると共に、みんなで「〇〇公園利用者の会」等をつくろう

(二)、毎日のように公園を利用する近隣住民はいるか？

{ 1. いない
2. い る → どんな人で主に何をしているか、各年令層の（ ）内に記号を記入する

イ. 雑談・休憩 □. 散歩・ランニング ハ. 遊び ニ. 管理 ホ. 付き添い ヘ. その他（ ）

幼 儿（ ）	小 学 生（ ）	中 学 生（ ）
青 年（ ）	大 人（ ）	高 齢 者（ ）

→ ・こうした人の存在は大切。もし存在したら声かけをしておこう

【回答方法】設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.ロ.ハ・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他（）内は記述する。

② 公園の接園部 安全のポイント [公園の周りの人々の目が公園内の子ども達に十分注がれる公園]

②-1、公園の接園空間へこの表に記入し、図面上にも赤く印を付ける

(イ) 接園部の建物や道路から公園内への目線を大きく遮る物はないか。図面上には×印で記す

- | | |
|------------------|---|
| 1. ない | イ.樹 木 → イ高い木（3m以上）の下枝が伸びている。 □.低い木（1m以下）の木が伸びすぎている。 |
| 2. ある → □.口建・物 → | イトイレ 口物置 ハ.ゴミ収集所 ニ.集合所や公民館 ホ.その他（ ） |
| (それは何か) | ハ.その他 → イ.塀やフェンス □.築石垣 ハ.地形の高低差 ニ.駐輪、駐車場 ホ.石碑
△.その他（ ） |

→ ・目標を確保するにはどうするかを検討する
・障害物が公園内にあれば公園課等と話し合おう
・障害物が公園外にあれば所有権者の協力を得られるように努める

(ロ) 接園部の建物等の住人（利用者）から公園内はよく見えるか（図面上には○で記す）

・窓（開口部）やベランダが公園に大きく向いている建物はあるか。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1. ない | 1. 開っている |
| 2. ある → | 2. 閉っていない
(雨戸やカーテン等は閉っていますか) |

→ ・公園内に自線が注がれる好条件の建物については、そのことを所有者に伝え引き継ぎ協力を得よう努める
・公共公益施設等であれば一層の協力を申し入れる
・接園部の住民の要望もとり入れつつ、公園と接園部の住民の関係改善をすすめる

(ハ) 接園部に次のようなものはないか。

○屋間人の余りない土地。図面上には×で記す。

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1. ない | 1. 空き地 □.農地 ハ.駐車場 ニ.資材蔵場 ホ.その他（ ） |
| 2. ある → | (具体的に) |

→ ・危険な要素なので所有者（管理者）へ日頃の管理に気をつけるよう申し込んでおく

○地域外の人も多く寄ってくる施設。図面上には×で記す。

- | | |
|---------|---|
| 1. ない | 1. 商業施設 □.娯楽観光施設 ハ.医療施設 ニ.大型公共施設 ホ.その他（ ） |
| 2. ある → | (具体的に) |

→ ・公共施設と一体性を強め、その利用者や管理者によって公園が守られるよう改善策を検討する
・バス停は地域の人を集まる所で公園の近くにあると安全（バス停を公園の近くに移そう）

○地域の公共的施設。図面上には○で記す。

- | | |
|---------|---|
| 1. ない | 1. 集会所や公民館 □.学校 ハ.幼稚園や保育園 ニ.児童館 ホ.バス停
△.その他（ ） |
| 2. ある → | (具体的に) |

<p>【回答方法】設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.ロハ・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他（）内は記述する。</p> <p>②-2、接園部の利用状況 ——— <この表に記入し、図面上にも赤く×印をつける></p> <p>(イ) 接園部の道路でよく路上駐車がみられる場所はないか</p> <p>{1. ない 2. ある → イ.いつもある　ロ.定期的にある　ハ.不定期だが時々ある　ニ.その他 (頻度がどれくらいか) ↗(どんな時) ↗()}</p> <p>(ロ) 接園部の道路に通過交通の多い道路はあるか。</p> <p>{1. ない 2. ある → イ.国道　ロ.都道府県道　ハ.市町村道　ニ.その他 () (道路の種類)}</p>		<p>→ 公園周辺は駐車禁止を住民相互で申し合わせる ・必要に応じて警察等とも協議する</p> <p>→ 地域外の自動車等が良く通る道路に接する公園は出入口を移したり、ストップバーを設置したり等の工夫をする</p> <p>→ 商工会等の業者組織とも話し合って、公園の防犯活動への協力を依頼する ・商工会等での公園利用を促し、公園への関心を高める</p> <p>- 地主の協力を得て市民農園等の利活用も検討する</p> <p>→ 地域住民の生活動線をなるべく公園に合わせるなどの工夫をする</p> <p>→ 公園の利活用を検討する。別に適地があれば公園の移設も考える</p>
<p>③ 公園の立地</p> <p>安全のポイント [公園は立地に合った管理が必要]</p> <p>③-1、公園の周辺（約100M以内）に次のようなものはないか ——— <この表に記入する></p> <p>(イ)、鉄道駅や商業施設・観光娯楽施設、工場などはあるか。</p> <p>{1. ない 2. ある → イ.鉄道駅　ロ.商業施設　ハ.観光娯楽施設　ニ.工場　ホ.公共施設 (具体的に) ↗()}</p> <p>(ロ)、農地や空地等が多く、住居等はまばらであるか。</p> <p>{1. 住居はまばらでない 2. 住居はまばらである → イ.空き地　ロ.農地　ハ.その他 () (何が多いか)}</p> <p>③-2、公園は地域の人々の生活道路（運動、通学、買物等）に接しているか ——— <この表に記入する></p> <p>{1. 接していない 2. 接している → イ.運動　ロ.通学　ハ.買い物　ニ.その他 () (どんな利用か)}</p> <p>③-3、公園が地域のはずれにあって、あまり利用されない ——— <この表に記入する></p> <p>{1. はすれでない 2. はすれにある → 1.あまり利用されない　2.よく利用されている}</p>		

2-2 点検の方法

(1) 点検方法

点検主体 … 母親クラブ
 点検対象 … 主に小学校区内に存在する公園

直接公園に出向き点検票の設問に応じて主に観察調査を行うが、公園の利用や管理については近隣住民や行政へのヒヤリング、資料閲覧でも行う。

点検の実施主体は単位母親クラブである。単位母親クラブが活動対象地域内の主として小学校区内に存在する公園（広く地域で公園と称しているものの全体）を対象として実施する。母親クラブ会員の他に自治体の公園・児童健全育成担当者、児童館の職員、児童委員や民生委員、社会福祉協議会の職員、幼稚園や保育園や学校の教職員、町内や自治会や団地管理組合、PTAや保護者会、子育て市民団体等の参加も促す。

調査は主として各対象公園に出向いて点検する現地踏査によるが、点検項目によっては周辺住民や行政等へのヒヤリングや資料閲覧にもよる。また、点検時に使用する公園の地図（平面図）については事前に行政担当課より入手しておく。

(2) 全国地域活動連絡協議会との関わり

7月を「公園の安全月間」として「遊び場遊具点検」と「公園の防犯点検」を全国の母親クラブに呼びかける。

- ① 原則として夏休み前の活動とする。各母親クラブの実情に応じて6～10月の活動もすすめる。可能な母親クラブは冬休み前後、季節によって変化の大きい調査項目に限って付加調査を行う。
- ② 原則として点検票は全国地域活動連絡協議会から各母親クラブへ直送し、点検後は直接返送する。
- ③ 返送された点検票をデータ化し、結果の分析を踏まえた簡単な報告書を作成して各母親クラブに配布・報告する。

全国地域活動連絡協議会は各都道県・指定都市・中核市地域活動連絡協議会を通して全国の母親クラブに呼びかけて点検活動を実施している。7月を「公園の安全月間」と定め、原則として夏休み前の7月に全国一斉に「遊び場遊具点検」と「公園の防犯点検」を行う。但し、各母親クラブの実情に応じて6～10月の活動もすすめている。また、点検票の一部簡素化（従来の点検票は、公園内部空間の調査のうち利用状況については春夏秋冬毎の調査を行うこととしていたが、23年度より点検実施時点の利用状況のみ調査することとした）に伴って公園の利用状況の把握が片寄る恐れがあるため、可能な母親クラブは冬休み前後に、季節によって変化の大きい調査項目に限って付加調査を行う。

点検票は全国地域活動連絡協議会より各母親クラブへ直送され、また、点検後の結果も直接返送される。この方法では各地域活動連絡協議会で、活動実態や活動結果の把握ができないため、要望により各地域活動連絡協議会を経由しての点検票の配布・回収を行う。

全国地域活動連絡協議会へ返送された報告票の内容はデータ化し、その結果の分析等を踏まえた簡便な母親クラブ向け報告書を作成し各クラブに配布・報告する。

なお、返送された点検票は一定期間後に破棄しデータは集計表にして保管・ホームページで公表する。

(3) 平成 22 年度点検結果

全国 649 クラブにより 1,260 か所の公園で実施された。
 また、延べ参加者数は 8,420 名で、うち母親クラブ会員数は 5,559 名であった。

	点検公園数	1 2 6 0 か所
	参加母親クラブ数	6 4 9 クラブ
参 加 者 延 べ 人 数	母親クラブ会員	5 5 5 9 人
	自治体の公園、健全育成担当者	1 9 2
	児童館・児童センターの長、児童厚生員	4 7 0
	主任児童委員、児童・民生委員	2 2 2
	社会福祉協議会等職員	2 9
	幼稚園・保育園・小学校の先生・保育士	9 4
	町内会・自治会・管理組合等	2 3 2
	幼稚園・保育園・小学校の保護者会・PTA	3 5 5
	子育てNPO・市民団体	2 1 2
	その他	1 0 5 5
[合 計]		8 4 2 0 人

対象となった公園の地域的分布としては北海道から沖縄まで広く全国にわたった。

各都道県・市別の取り組みクラブ数と対象公園数は以下の通りである。

都道県・市の取り組みクラブ数と公園数							
NO	都道県・市	クラブ 数	公園数	NO	都道県・市	クラブ 数	公園数
1	北海道	17	27	17	兵庫県	28	51
2	青森県	36	54	18	和歌山県	7	16
3	宮城県	25	68	19	島根県	5	7
4	仙台市	30	46	20	岡山県	21	38
5	山形県	28	59	21	広島県	2	6
6	福島県	8	16	22	広島市	27	47
7	茨城県	27	51	23	山口県	58	104
8	栃木県	11	15	24	松山市	10	20
9	群馬県	15	27	25	北九州市	15	28
10	東京都	3	5	26	佐賀県	6	7
11	新潟県	2	3	27	熊本県	7	7
12	石川県	96	154	28	大分県	11	23
13	福井県	70	130	29	宮崎県	23	29
14	静岡県	9	15	30	鹿児島県	1	3
15	静岡市	1	3	31	沖縄県	14	27
16	愛知県	36	174	合計	649	1260	

2-3 対象公園の概要

(1) 都市公園

公園の種別としては住民が地域で公園とみなしている総てのものを対象としているが、代表的なものとして次のようなものがある。まず最も多いのは都市公園法に基づき都市計画区域内に設置される公園である。この公園には次のような種類のものがある（下表参照）。このなかで地域に数多く存在する最も身近な公園は街区公園（以前は児童公園といわれていた）である。やや大規模なものとして近隣公園も地域に広く存在する。その他の公園は行政区域内に数か所と限定されたものである。

＜都市公園の種類＞

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m、面積 0.25ha を標準
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 500m、面積 2ha を標準
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。4ha を標準、都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的とする公園（特定地区公園）
	総合公園	都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積 10~50ha を標準
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。面積 15~75ha を標準
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特種な公園で、その目的に則り配置する
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。面積 50ha 以上を標準
	レクリエーション都市	総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域。全体 1,000ha うち都市計画公園 500ha を標準
緩衝緑地		大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和を図ることを目的とする緑地
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地。面積 0.1ha 以上を標準
緑地		近隣区内又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。幅員 10m~20m を標準
国の設置に係る都市公園		一つの都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置するもの、概ね 300ha 以上を標準（イ号）、国家的な記念事業等として設置するもの（ロ号）

(2) 児童遊園

都市公園と並んで身近に存在するのは児童遊園である。これは都市公園とは設置の主旨を異にするもので、児童福祉法による児童厚生施設としてつくられたものである（次頁参照）。近年では市町村の多くは公園と同等の扱いで日常管理を公園課等でおこなっているところも少なくない。都市公園が国土交通省関連の施設にあるのに対し、この施設は厚生労働省関連のものである。また設置すべき地域も特に限定されておらず広く分布する。

この施設は母親クラブの活動拠点としても位置づけられている。

＜標準的児童遊園設置運営要綱＞

第1 機能

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律 164 号）による児童厚生施設としての児童遊園は、地域における児童を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を推進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成する拠点としての機能を有するものである。

第2 設置場所

児童遊園は、児童の属性するすべての地域を対象に、その生活圏に見合った設置が進められるべきであるが、当面児童の遊びが不足している場所に優先的に設置することとする。

第3 設備

- 1 敷地は、原則として 330 m²以上であること。
- 2 標準的整備として、次に掲げるものを設ける必要があること。
 - (1) 遊具（ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備）
 - (2) 広場、ベンチ、便所、飲料設備、ごみ入れ等
 - (3) 棚、照明設備
- 3 その他、児童の創意・工夫を生かすことのできる付帯的設備を設けることが望ましいこと。
- 4 地域の児童や環境及び保護者の状況等に対応した多様な形態を工夫するとともに、遊具等の配置、道路との接続等その利用に配慮すること。

第4 運営

児童遊園の運営に関しては、児童福祉施設最低基準（昭和 22 年 12 月 19 日厚生省令第 63 号。以下「最低基準」という。）の定めるところのほか、特に次の事項に留意すること。

- 1 児童遊園には、最低基準大 38 条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という）を配置すること。ただし、他の児童厚生施設の児童厚生員と兼ね、又は巡回の者であってもさしつかえないこと。
- 2 児童厚生員は、近隣地域の児童の遊びの指導を行うものであるが、特に幼児又は小学校低学年児童の遊びの指導と安全の確保に配慮すること。
- 3 児童遊園の適正な管理運営のため、児童委員、児童福祉施設関係者、母親クラブや子ども会等の地域組織、社会福祉協議会、地域のボランティア、教育関係者、学識経験者等のより構成された児童遊園運営協議会を設置し、児童遊園の環境整備、遊具の保全や更新及び事故の防止等に関し、参加、協力を得るよう勤めること。

(3) その他

こうした公園や遊園の他に地域で公園や遊び場と呼ばれているものは多様に存在する。市町村等が条例等を定めて地主から土地を借り上げ“〇〇チビッコ広場”等として民有地を開放しているケースもある。こうした広場にも公園程でないが遊具等も設置されたりして外見上は公園と変わらないものも存在する。こうしたものは地主に固定資産税等の減免策がとられている場合も少なくないが長い目でみると不安定な存在である。

これに類似するものとして集合住宅等に附隨して小さな広場が存在したりする。これは市町村のまちづくり条例等によって集合住宅建設時に敷地面積の 1 割前後を緑地にするよう指導されたりして産み出されるものである。これも外見上は児童遊園と余り変わらないが上記のチビッコ広場等と同じ性格をもっている民有地である。

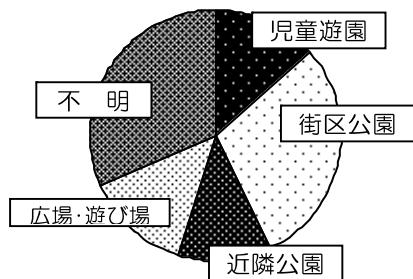
都市の郊外部、特に農村地域等では、農村環境整備の視点からつくられる農村公園も最近ではめずらしくない。これは農林水産省関連の施設である。農村地域という地域限定型の公園といえる。（以下、これ等全体を公園と称す）

公園と称されるものは、この他にも自然公園や国立公園・国定公園といったものも存在するが、この調査は居住地の公園を対象としているためこれらは対象としていない。

(4) 平成 22 年度点検結果

点検対象とした全国 1,260 の公園の内訳をみると「街区公園」が 29.1% 「児童遊園」が 13.6% となっている。この他には「近隣公園」が 11.9% で、各地域では「街区公園」 3 個前後に「近隣公園」が 1 個の比率で存在している状況を表している。また「広場・遊び場」も 13.8% を占め、住民からみれば公園といつても極めて広い概念でとらえられている現実を示すものである。

児童遊園	171	(13.6%)
街区公園	367	(29.1%)
近隣公園	150	(11.9%)
広場・遊び場	174	(13.8%)
不明	398	(31.6%)
合 計	1,260	(100.0%)



2-4 集計の方法

本調査の目的とするところは、母親をはじめ地域住民が地域の公園を安全の視点で点検することによってその公園への親しみと愛着を育て、加えて具体的な危険か所を改善していくことにある。従って全国調査ではあるが、これらを集計分析して何らかの客観的傾向を見ることが主たる目的ではない。しかし、公園の安全という視点から北海道から沖縄に至るまで 1200 余の公園を対象とした全国調査はこれ迄に存在しない。そこで本書では、点検票に記載された内容を集計分析して一般的傾向を読みとることにし、平成 22 年度点検結果として各項目毎に掲載する。

対象とした点検票は平成 22 年 10 月末段階で事務局である全国地域活動連絡協議会に届けられた 1,260 の公園である。

3. 点検項目と点検票

3-1 点検前の準備

点検前には次のものを用意する。

- ① 点検票
- ② 地図
- ③ 3色ボールペン
- ④ 下敷き

(1) 必要なもの

- ① 点検票
- ② 地図 (公園および接園部の平面図)
 - ・行政の担当課で入手する。
 - ・地図が入手できないときは簡単な手書きの図面でもよい。
- ③ 3色ボールペン (青・赤・黒)
 - ・青 …地図の現況にあわせて修正する (下記(2)②)
 - ・赤 …点検しながら危険な物や場所は地図上に“×”で印を記す。
(例えば、視線をさえぎる樹木や大型遊具等)
逆に安全に寄与する物や場所は地図上に“○”で印を記す。
(例えば、接園部の建物から公園に大きな窓やベランダが向いている)
 - ・黒 …具体的な回答等を記入する。
- ④ 画板のような下敷き

(2) 事前に確認すること

- ① マニュアル (DVD) 等で点検の目的や方法を確認する。
- ② 公園の図面が現況と異なっている場合は図面を修正する。
修正は青いペンを使い、位置が変わっている物や新しくできた物がある場合、トイレ・外灯・自動販売機・防犯施設・管理事務所・その他建物の位置が記載されていない場合は地図に簡単な図と言葉で記す。

3-2 公園の内部空間の点検 (ハードな側面)

点検項目

- ① 中に入ると子どもの姿を隠してしまう物がないか
- ② 公園内の人々から死角をつくる物がないか

(1) 点検票・地図への記入

- ① 設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.ロ.ハ.……」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他 () 内は記述する。
- ② 該当する物については図面上に赤で“×”を付ける。

【点検票 2/6 頁】

①ー1. 公園の内部空間 ———<この表に記入し、図面上にも赤く×印を付ける>	
(イ)、内に入ると子どもの姿がすっかり隠れてしまう大型遊具・施錠されてない物置等はないか。	
1. ない 2. ある (具体的にどんな ものですか)	→ イ. 遊具 口. トイレ ハ. 樹木 ニ. 物置(施錠のない) ホ. その他 ()
(ロ)、公園内に人目の届かない“死角”になるような場所はあるか。また、それは何によって生じているか。 <死角になる場所>	
1. ない 2. ある (何によって 生じているか)	→ イ. 複合遊具 口. 単体遊具 ハ. トイレ ニ. 物置 ホ. 他の建物 () ヘ. 高い木(枝おろしが不十分なため) ド. 低い木(剪定が不十分で大きくなりすぎたため) チ. 地形の高低差 リ. その他 ()

(2) ポイントと対策の基本

- ① 中に入ると子どもの姿を隠してしまう物の存在
⇒ 子どもが連れこまれたりして危険である。
- ② 公園内の人々から死角をつくる物の存在
⇒ 内部の樹木、遊具、施設等はその存在の仕方によって公園内で遊ぶ子ども達の姿を見えなくする。
- ③ 対策の基本
該当する項目について、どうしたら安全になるかみんなで検討し、公園課等に相談する。

(3) 平成 22 年度点検結果

3分の1の公園では、中に入ると子どもの姿がすっぽり隠れてしまう物がある。具体的には「トイレ」「樹木」「遊具」「物置(施錠のない)」等が挙げられる。公園内部にあって利用者相互の視線を遮ってしまう障害物は3割強の公園に存在する。大きな公園ほどこうした物は多く存在する。具体的には「樹木」「トイレ」「地形の高低差」「建物」等が挙げられる。

- ① 内部に入ると子どもの姿を隠してしまう物の存在
公園内部にあって子どもの姿をすっぽりと隠してしまう物の存在の有無では、こうした物の存在が「ある」とするのが33%と3つに1つの割合で公園内部にこうした物が存在することになる。こうした物の対策の必要性は高いといえる。
公園の種別では「児童遊園」「街区公園」「近隣公園」では3割強の公園でこうした物の存在がみられる。「広場・遊び場」ではこうした物の存在する公園は2割になる。これはさまざまな“公園”がこの種別に含まれていることに起因していると考えられる。

【子どもを隠してしまう物の存在】		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所数	1,260 件 (100%)	171	367	150	174	398
な い	831 (66.0)	106	227	104	135	259
あ る	417 (33.1)	62	138	46	37	134
未記入	12 (1.0)	3	2	0	2	5

		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
“ある”か所数	417	62	138	46	37	134
遊具	106 (25.4)	20(32.3)	33(23.9)	8(17.4)	13(35.1)	32
トイレ	244 (58.5)	36(58.1)	95(68.8)	30(65.2)	13(35.1)	70
樹木	133 (31.9)	15(24.2)	49(35.5)	12(26.1)	8(26.1)	49
物置（施錠のない）	36 (8.8)	3(4.8)	10(7.2)	5(10.9)	8(26.1)	10
その他	75 (31.6)	11(17.7)	18(13.0)	13(28.3)	8(26.1)	25

(計 594 (142.4%) … 複数選択あり ()内は“ある”に対する率)

具体的な物としては「トイレ」58.5%の公園でこうした障害物となっている。「樹木」31.9%、「遊具」25.4%、物置（施錠のない）8.8%等と続く。

「トイレ」については、公園内施設の防犯対策として最も難しい物である。トイレという特質から死角対策や監視対策にも限界があり、世界的にも対策の難しい施設とされている。個室以外は出入口を2方向に設置したり、設置場所を公園管理事務所等に近接させたり、照明を明るくしたりする方法の他に、子どもたちに「トイレは1人では行かず友達と行く」といった注意も必要である。

公園の「樹木」については管理に改善が必要なものが今なお公園全体の3割に存在している。

「大型遊具」はそこで遊ぶ子どもの姿をすっぽりと隠してしまうものが少なくなく防犯面からの改善が求められている。

「物置」についても高齢者のゲートボール用具入れから、清掃用具から防災用具入れ等とそれぞなものが存在する。こうした物置が施錠されていないものが少なからず存在する現状を示している。点検と改善が必要である。

公園の種別で障害物の割合をみると「児童遊園」「街区公園」「近隣公園」では「トイレ」が6割強前後の公園でこうした存在である。「遊具」は32%、24%、17%とこの順で比率は低くなる。また、「樹木」は「街区公園」の36%で「児童遊園」「近隣公園」では25%前後である。これは公園内のこれら施設の設置状況の特徴に起因するものである。「広場・遊び場」の35%で「遊具」「トイレ」がこうした存在になっている。「樹木」「物置等」も26%と障害物が幅広く分布する傾向にある。

② 公園内の人々から死角をつくる物の存在

公園内部にあっては、公園を使っている人々はお互いに相手を守り合う重要な存在である。しかし、公園内部にこうしたことを難しくする障害物の存在がみられることも少なくない。

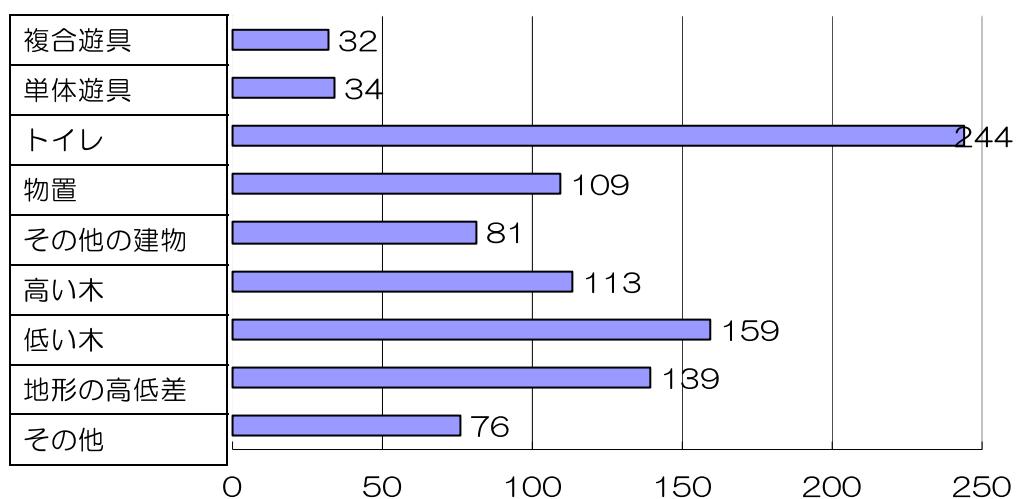
そうした公園の存在は5割近くにもなっている。

公園の種別にみると、「近隣公園」「街区公園」「児童遊園」とともに5割前後、「広場・遊び場」で最も低く4割弱である。こうした死角対策としてミラーを設置している公園もみられ

	児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査件数	1,260 件 (100%)	171	367	150	174
“死角”ない	641 (50.9)	82	177	72	108
“死角”ある	605 (48.0)	85	188	78	64
未記入	14 (1.1)	4	2	0	2
					6

るようになっている。

【“死角”を生じている障害物 … 複数選択あり 回答合計=987】



障害物の種類としては「樹木（低木が26%、高木19%）」で5割近くの公園でこうした樹木が存在する。次いで「トイレ」「地形の高低差」「物置」の順になっている。

公園の種別でみても、こうした傾向に大きい変化はないが、「近隣公園」や「街区公園」では「地形の高低差」の占める比率が他の公園に比べやや高い。「広場・遊び場」では「物置」の占める比率が高く、こうした“公園”には様々な施設が付設されそれが死角を生み出す要因になっていることが推察される。5割強の「街区公園」で「樹木」がそうした存在になっている。

3-3 公園の管理・利用状況の点検（ソフトな側面）

点検項目

- ① 管理状況 … ゴミの散乱や落書き等がないか
 - ② 利用状況 … 時間帯毎にどんな年齢層の人がどんな利用をしているか
 - ③ どのような地域の団体がどのように利用しているか
 - ④ 毎日利用する地域の人がいるか

(1) 点検票への記入

- ① 設問の回答が「1・2・3」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.ロ.ハ.・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他（ ）内は記述する。

② 利用状況についてはみんなで相談したり周りの人ヒヤリングして記入する。

【点検票 3/6 頁】

①-2、公園の利用や管理		<この表に記入する>											
(イ)、公園はよく管理されているか。(各項目ごとに該当する番号に○をつける)													
落書き	1.ない	ゴミ	1.ない	遊具等 (ある場合) の破損	1.ない								
	2.時々ある		2.時々散乱		2.少々ある								
	3.よくある		3.よく散乱		3.よくある								
トイレ (ある場合) の汚れ	1.ない	樹木 (ある場合) の剪定	1.よくされている	A. 時間帯ごとの利用人数 → () 内に対応する下記の番号を記入する									
	2.時々ある		2.不十分だがされている										
	3.よくある		3.ほとんどされていない										
(ロ)、公園の利用状況はどうか													
A. 時間帯ごとの利用人数 → () 内に対応する下記の番号を記入する													
1. 10人以上 2. 9~6人 3. 5~3人 4. 2~1人 5. ほとんどいない													
<table border="1"> <tr> <td>・8時~12時</td> <td>・12時~15時</td> <td>・15時~18時</td> <td>・18時以降</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> </table>						・8時~12時	・12時~15時	・15時~18時	・18時以降	()	()	()	()
・8時~12時	・12時~15時	・15時~18時	・18時以降										
()	()	()	()										
B. 主な利用方法 → 各年令層の()内に、下記の主な利用方法の記号を記入する(2つまで複数回答可)													
イ. 遊具遊び ロ. 砂場遊び ハ. フィールド(広場を使った)遊び ニ. 雑談・休憩													
木. 体操 ヘ. 散歩・ランニング ト. 付き添い チ. 特に目的ない													
リ. その他 () () ()													
<table border="1"> <tr> <td>幼児 ()</td> <td>小学生 ()</td> <td>中学生 ()</td> </tr> <tr> <td>青年 ()</td> <td>大人 ()</td> <td>高齢者 ()</td> </tr> </table>						幼児 ()	小学生 ()	中学生 ()	青年 ()	大人 ()	高齢者 ()		
幼児 ()	小学生 ()	中学生 ()											
青年 ()	大人 ()	高齢者 ()											

【点検票 4/6 頁】

(ハ)、公園を利用する団体は?		
公園を日常的に利用する団体およびその団体の活動内容、活動頻度について該当する記号を記入する。		
活動 団 体 該当する記号全てに○をする	活 動 内 容	頻 度
	イ. 各種行事 ロ. 公園の清掃管理 ハ. 花壇等を作る・世話 ニ. スポーツ ホ. その他()	イ. ほぼ毎日 ロ. 一週間に1~2回 ハ. 1ヶ月に数回 ニ. 年に数回 ホ. その他()
イ. 子育て組織(子ども会・母親クラブ等)	→ イ ロ ハ ニ ホ()	→ イ ロ ハ ニ ホ()
ロ. 自治組織(自治会・町会等)	→ イ ロ ハ ニ ホ()	→ イ ロ ハ ニ ホ()
ハ. 地域階層組織(老人会等)	→ イ ロ ハ ニ ホ()	→ イ ロ ハ ニ ホ()
ニ. 業者組織(商工会等)	→ イ ロ ハ ニ ホ()	→ イ ロ ハ ニ ホ()
ホ. 教育機関(学校・保育園等)	→ イ ロ ハ ニ ホ()	→ イ ロ ハ ニ ホ()
ヘ. 行政等	→ イ ロ ハ ニ ホ()	→ イ ロ ハ ニ ホ()
ト. その他()	→ イ ロ ハ ニ ホ()	→ イ ロ ハ ニ ホ()
(二)、毎日のように公園を利用する近隣住民はいるか?		
1. いない 2. い る → どんな人で主に何をしているか、各年令層の()内に記号を記入する イ. 雑談・休憩 ロ. 散歩・ランニング ハ. 遊び ニ. 管理 ホ. 付き添い ヘ. その他()		
幼 儿()	小 学 生()	中 学 生()
青 年()	大 人()	高 齢 者()

(2) ポイントと対策の基本

① 公園内の管理状況

- ⇒ ゴミ、落書き、植栽等の管理状況は公園の安全に少なからぬ影響がある。
- ⇒ (対策) 問題があれば公園課等に相談する。

② 公園内の日常的な利用状況

- ⇒ 時間帯による公園の利用状況を把握した上で防犯対策を検討する。
- ⇒ (対策)・どんな時間帯に利用者が疎らになって公園が危険な状況になるのかを話し合う。
 - ・公園課や警察に危険な時間帯を中心にパトロールを相談する。
 - ・公園の安全には様々な地域住民の利用を促すことが大切。子どもだけでなく地域の人々にとっても魅力ある公園の利用について検討し、町会や地域の各種団体さらには公園課等にも協力を呼びかける。

③ 住民団体による公園の主な利用状況

- ⇒ 公園の安全は地域の住民の集団的な利用に影響される。公園の集団利用は地域住民と公園との結びつきの重要な指標になる。
- ⇒ (対策)地域の住民組織が色々な形で公園を利用するには公園の安全にとって大切。こうした団体を拡げるとともに、皆で「〇〇公園利用者の会」等を作る。

④ 日常的に公園を利用する地域住民

- ⇒ 公園の安全にとって大切。
- ⇒ (対策)・子どもたちに目配りをしてくれるよう声かけをしておく。

(3) 平成22年度点検結果

① 公園内の管理状況

公園の管理状況では「落書き」(86%)「トイレの汚れ」(72%)「遊具の破損」(69%)「樹木の剪定」(57%)「ゴミの散乱」(57%)の順に住民の満足度は低下する。公園の種別では身近な公園ほど管理状況が良いといえる、公園管理への住民参加が重要といえる。

公園の管理状態について「落書き」「ゴミの散乱」「遊具等の破損」「トイレの汚れ」「樹木の剪定」等について点検した。このなかで満足度が高い順にみると「落書き」(87%)、「トイレの汚れ」(72%)、「遊具等の破損」(69%)、「樹木の剪定」(57%)、「ゴミの散乱」(57%)となっている。

点検 1,260	落書き	ゴミ	遊具等の破損	トイレの汚れ	樹木の剪定
ない・良い	1068 (86.5)	706 (57.2)	833 (68.7)	682 (71.6)	675 (57.3)
時々・少々	146 (11.8)	444 (36.0)	351 (28.9)	220 (23.1)	408 (34.7)
ある・されない	20 (1.6)	84 (6.8)	29 (2.4)	50 (5.3)	94 (8.0)
計 (%)	1234 (99.9)	1234(100.0)	1213 (100.0)	952 (100.0)	1177 (100.0)

【公園の種別毎満足(ない・良い)度】

	落書き	ゴミ	遊具等の破損	トイレの汚れ	樹木の剪定
児童遊園	142 (84.5)	92 (54.8)	104 (62.7)	85 (68.0)	97 (60.2)
街区公園	299 (82.8)	189 (52.1)	234 (64.6)	185 (66.8)	197 (55.3)
近隣公園	123 (83.1)	79 (53.4)	101 (70.1)	82 (65.6)	75 (51.7)
広場・遊び場	159 (93.0)	104 (60.8)	131 (79.9)	105 (85.4)	101 (67.3)
その他・不明	345 (89.4)	242 (63.0)	263 (69.8)	225 (74.5)	205 (56.2)

公園の種別にみると「落書き」については「児童遊園」「近隣公園」「街区公園」では全体的傾向と大きい差違はみられないが「広場・遊び場」では特に落書きが「ない」が93%を占め、高い満足度を示し注目される。

「ゴミの散乱」については「街区公園」(52%)、「近隣公園」(53%)、「児童遊園」(55%)、「広場・遊び場」(61%)の順で満足度が高くなる。「広場・遊び場」といった身近な存在の公園はゴミの管理が良好といえる。

「遊具などの破損」でも「広場・遊び場」の満足度は80%と高い。

「トイレの汚れ」では「児童遊園」「街区公園」「近隣公園」の満足度がそれぞれ68%、67%、66%と低く、「広場・遊び場」(85%)は高い満足度を示す。

「樹木の剪定」ではどの種の公園でも満足度は5割から6割前後と高くはない。しかしそのなかでも「広場・遊び場」が67%の満足度を示す。総じて公園の種別にみた管理の状況では住民の身近な公園ほど管理状況が良い傾向にあるといえる。

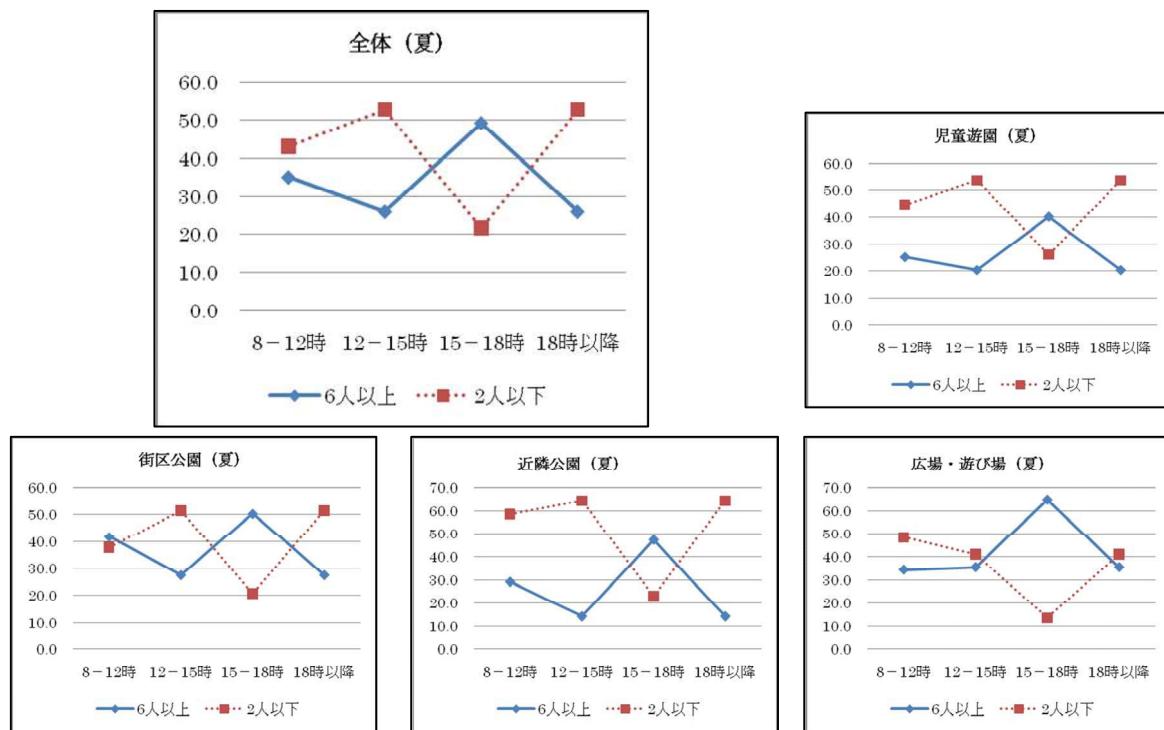
公園管理の専門部署を設置している自治体が多く見られる「街区公園」や「近隣公園」への満足度の低さと併せて考察すれば、公園管理への住民参加の重要性が浮かび上がっているといえる。

② 公園の利用状況

1日の公園の利用は、午前中に親子を中心とした高い利用が見られ、正午前後には一旦減少するが、午後の15時前後には学童を中心に利用のピーク時を迎える。夕暮れと共に大きく減少する。これは季節を問わずにみられる公園利用の基本パターンである。どの種の公園でもこうした傾向に大差はない。

具体的な利用の仕方は年齢階層によって大きく変化する。幼児は「遊具遊び」が高く次いで「フィールド遊び」「乗り物遊び」と続く。小学生では「遊具遊び」と「フィールド遊び」が減少し「乗り物遊び」の比率が高くなる。中学生になると友達と雑談したりする場所として利用されるようになり、青年になるとそうした利用に加えて1人でぼんやりする場所になったりスポーツの場所としての利用が挙がってくる。大人（壮年）になると青年期の利用に加えて子どもに付き添っての利用が高くなる。高齢者になると付き添いの相手が子どもから孫に変わると共にスポーツや雑談といった利用が大人（壮年）より高くなる。こうした傾向に季節や公園の種別による差は余り大きくない。

公園の時間帯別の利用状況の全般的傾向を検討するために点検調査の集計表より利用人員の多い「10人以上」と「9人～6人」を合わせて利用人員「多」、「ほとんどない」と「2人～1人」を合わせて「少」とし、「多」「少」の時間帯別の公園の割合を折れ線グラフで表示した（「5人～3人」を利用人員「中」としたが傾向をより顕在化してみるためにグラフでは除外した）。利用人員「多」と「少」の時間帯別の比率をグラフから読みとることで全般的な公園利用の状況を概観することにした。



このグラフより、公園の時間帯別の利用では、午前中に一定の利用がみられ、正午前後には一旦減少するが午後の15時前後には一日の中で最も良く利用され夕方の18時頃には利用が大きく減少する。これが公園の1日の利用状況の基本パターンといえる。

公園の利用者は、まず早朝に通勤者が公園を足早に駅に向かい、次に高齢者が早朝散歩等で姿を見せ、10時頃には幼い子をついた母親達が姿を現し、昼食時にはこれらの人々は姿を消し、近くの労働者達が昼食や昼休みに利用し、午後1時も過ぎると小学低学年の子どもたちが姿を現し、午後の15時ごろともなると小学高学年の子どもたちを中心に中・高校生の姿も散見されるようになり、周りが暗くなればカップル等の姿でもなければ公園は静まりかえっていく。これは都市部の平均的な公園の利用状況であり、地域によって少しづつその姿は変わっていく。しかし、公園といっても一日のうちで実に様々な利用の姿をみてゆくものである。こうしたことと本調査での時間帯別の利用状況の特徴を合せてみていくと、質・量をダブらせた公園の一日の利用状況を想定することができる。

こうした時間帯別の公園利用状況は、春から夏、更には秋迄は変化の基本パターンは同じであるが、春・秋に較べて夏では18時ごろの利用者の落ち込みは少なく、この時間帯でも多くの人々に公園が利用されているといえる。

冬になると時間帯別の変化のパターンは同じでも各時間帯共に利用「多」の公園は10ポイント程低下し比率は半減する。しかしこの季節でも15時頃に利用者「多」の公園は3割前後あり、公園が子どもたちの大切な戸外空間であることに変わりはない。

公園の種別みると「児童遊園」は公園全体の傾向と年間を通して同じような傾向を示す。即ち春と秋は同様の傾向で「午前8～12時」から3割前後の公園で利用「多」となり、昼食時の12時頃には一旦利用者は減少し、「午後15時～18時」には一日の利用者のピークを迎える。「18時以降」になると利用者は大幅に減少し、利用「少」の公園が8割を越えていく。

夏はこの時間帯による変動幅がやや小さく、「18時以降」になっても利用者が激減することはない。また、15時頃に極端に集中することもなく、一日中比較的満遍なく公園が利用されているといえる。また冬にはどの時間帯も利用「多」の公園より利用「少」の公園が圧倒的に多く、特に「18時以降」の公園利用は殆んどみられない。「街区公園」も季節毎の各時間帯の利用パターンは「児童遊園」と同じである。「近隣公園」も年間を通して各時間帯毎の利用パターンは他の公園と余り大きな変化はない。「広場・遊び場」でも年間を通して利用の変化はほぼ同じ傾向を示すが、ただ、午後の15時頃からの利用の集中が高くなった分18時頃にかけての利用者の落ち込みが急激である。こうした身近な公園ほど昼間の利用者数と夕方の利用者数に大きな落差があることは公園の防犯上も注目しておく必要がある。

③公園の利用方法（夏）（）内は%

	幼児	小学生	中学生	青年	大人	高齢者
遊具遊び	832 (56.0)	748 (42.7)	61 (9.4)	2 (0.5)	8 (0.6)	1 (0.1)
フィールド遊び	347 (23.4)	162 (9.3)	9 (1.4)	2 (0.5)	2 (0.2)	0 (0.0)
乗り物遊び	189 (12.7)	598 (34.2)	203 (31.2)	33 (8.0)	23 (1.9)	53 (5.9)
雑談・休憩	5 (0.3)	72 (4.1)	258 (39.7)	166 (40.2)	246 (19.8)	210 (23.6)
体操	18 (1.2)	66 (3.8)	6 (0.9)	8 (1.9)	48 (3.9)	65 (7.3)
散歩・ランニング	48 (3.2)	23 (1.3)	30 (4.6)	79 (19.1)	223 (18.0)	262 (29.4)
付き添い	19 (1.3)	5 (0.3)	6 (0.9)	31 (7.5)	624 (50.3)	164 (18.4)
特に目的ない	4 (0.3)	4 (0.2)	39 (6.0)	56 (13.6)	17 (1.4)	37 (4.2)
その他	23 (1.5)	73 (4.2)	38 (5.8)	36 (8.7)	50 (4.0)	99 (11.1)
計	1485 (99.9)	1751 (100.1)	650 (99.9)	413 (100.0)	1241 (100.1)	891 (100.0)

公園の利用方法（公園がどのような行為に利用されているか）について検討する。

ここで特徴的なのは、公園の利用は年齢階層によって大きく変化するということである。「幼児」では1年間を通して「遊具遊び」に5割強が集中し、幼児の公園の利用といえば、まずは遊具での遊びなのである。次いで「フィールド遊び」が2割強で続き「乗り物遊び」が1割強となっている。この3種が幼児の公園遊びの代表的なものである。こうした傾向に季節差は殆んどみられない。

「小学生」になると「遊具遊び」「フィールド遊び」「乗り物遊び」の3種が代表的な遊びに変りがないが、そのなかでも「遊具遊び」が4割強に減少し、それに替って「乗り物遊び」が3割強に増加する。「フィールド遊び」はウエイトを大きく下げながら存続する。小学生にもなるとより広い空間を使った遊びへと変化していくといえる。こうした傾向は同じ小学生でも学年が進む程に顕著になることが推察される。こうした傾向に季節差は殆んどみられない。

「中学生」になると「遊具遊び」や「フィールド遊び」は大きく後退する。この世代の代表的な公園利用は「雑談・休憩」と「乗り物遊び」である。両者はそれぞれ3~4割を占める。中学生にとって公園は軽い運動のために利用したり、何となく公園でお話しをしたりするための場所なのである。こうした傾向にも殆んど季節差はない。

「青年（20才前後）」になると公園の利用は更に多様化してくる。当然のこととして「遊具遊び」や「フィールド遊び」は全く姿を消し、「雑談・休憩」が4割を占めこの世代の中心的な公園の利用方法であるが、「散歩・ランニング」「特に目的ない」も各季節を通してそれぞれ1~2割前後を占める。この世代は、公園に友人や時には一人でやってきて話し合ったりぼんやりと時をすごす利用と、ランニング等のスポーツ的利用が主な利用方法といえる。この傾向に余り季節差はみられない。

「大人」になると公園利用の中心には「付き添い」で各季節とも5割前後を占める。幼児の公園での遊びに付き添いといった形での利用が中心となる。この他には「雑談・休憩」や「散歩・ランニング」といった自分自身の要求に根ざした利用がそれぞれ2割近くある。これらは大人という広い年齢幅（20才後半から60才前後）による年齢差や性差による公園

利用の差違と推察される。

「高齢者」になると「散歩・ランニング」や「雑談・休憩」といった自身の要求による公園利用が中心になる（それぞれ2～3割前後で両者の合計で過半を占める）。この他には「付き添い」が年間通して18%前後あり、孫の付き添いで公園に来る高齢者も少なくない状況を示している。この傾向にも季節差は余りみられない。公園の種別にみると「幼児」にあってはどの種の公園も「遊具遊び」が5割強を占め、「フィールド遊び」が2割強で続き、次いで「乗り物遊び」が1割強で続く。この傾向に余り季節差はみられない。

「小学生」にあってはどの種の公園も全体的傾向と特別に大きな相違はみられない。この傾向に余り季節差はみられない。

「中学生」では、どの種の公園も全体的傾向と大きい相違はみられないが、この年齢の中心的利用である「雑談・休憩」は公園規模が大きく透置囲の広い公園程高くなり、その分近場の小規模公園は「乗り物遊び」や「遊具遊び」が高くなる。これはこの年齢階層の生活圏が拡大していることに起因していると推察される。こうした傾向に季節による差はそれ程大きくない。

「青年」になっても、公園の種別毎による公園全体の傾向と大きく異なることはない。「児童遊園」と「広場・遊び場」といった近場の公園に「特に目的のない」利用が高く、逆に「近隣公園」といった広域公園で「雑談・休憩」が高い。これは中学生にみられた生活圏が拡大しそれに伴って日常的に利用する公園も広がっていく傾向が顕著になっていくことを示すものである。こうした傾向にも余り大きい季節差はみられない。

「大人」でも全体的傾向と各種公園毎の差違はそれ程大きくはない。そのなかでも「児童遊園」や「広場・遊び場」は「付き添い」の利用が各季節を通じて他の公園より高い。これに較べて「街区公園」や「近隣公園」は「散歩・ランニング」等の利用が高い。この傾向に季節差は殆んどない。

「高齢者」になっても各公園共に全体的傾向と大きく異なる利用はない。そのなかでも「街区公園」と「近隣公園」は「散歩・ランニング」の利用比率が各季節共に高く、比較的大きく程良い広さを持つ公園がこの種の活動によく利用されているといえる。

※参考　…（冬）の公園の利用方法 ()内は%

	幼児	小学生	中学生	青年	大人	高齢者
遊具遊び	653 (56.1)	589 (43.4)	48 (9.4)	2 (0.6)	7 (0.7)	1 (0.1)
フィールド遊び	269 (23.1)	128 (9.4)	9 (1.7)	2 (0.6)	2 (0.2)	0 (0.0)
乗り物遊び	159 (13.7)	511 (37.7)	171 (32.6)	29 (8.3)	20 (2.0)	43 (6.0)
雑談・休憩	6 (0.3)	49 (3.6)	202 (38.5)	133 (38.2)	200 (20.0)	168 (23.3)
体操	1 (1.2)	6 (0.4)	1 (0.2)	5 (1.4)	27 (2.7)	50 (6.9)
散歩・ランニング	37 (3.2)	14 (1.0)	29 (5.5)	71 (20.4)	188 (18.8)	222 (30.8)
付き添い	16 (1.3)	5 (0.4)	7 (1.3)	26 (7.5)	505 (50.4)	132 (18.3)
特に目的ない	5 (0.3)	5 (0.4)	36 (6.9)	56 (16.1)	17 (1.7)	36 (5.0)
その他	17 (1.5)	50 (3.7)	22 (4.2)	24 (6.9)	35 (3.5)	68 (9.4)
計	1163(100.0)	1357(100.0)	525 (100.0)	348(100.0)	1001 (100.0)	720 (99.8)

④ 公園を利用する団体

地域の各種団体の利用では「子ども会・母親クラブ」と「自治会・町会」等が中心で「学校・保育園」「老人会」等となっている。活動としては「花壇づくり・世話」「公園の清掃管理」「各種行事」が主なものである。利用頻度はほぼ毎日利用している団体が1割近くあり、毎週のように利用する団体が2割前後はある。利用内容や頻度については各種団体の性格によって些かの差が見られる。

		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査対象数 ⇒	1,260	171	367	150	174	398
子ども会・母親クラブ等	632 (50.2)	83 (48.5)	204 (55.6)	77 (17.4)	87 (50.0)	181
自治会・町会等	650 (51.6)	92 (53.8)	198 (54.0)	81 (65.2)	82 (47.1)	197
老人会等	427 (33.9)	60 (35.1)	131 (35.7)	47 (26.1)	53 (30.5)	136
商工会等	110 (8.7)	14 (8.2)	35 (9.5)	12 (10.9)	17 (9.8)	32
学校・保育園等	471 (37.4)	59 (34.5)	151 (41.1)	50 (28.3)	69 (39.7)	142
行政等	178 (14.1)	21 (12.3)	58 (15.8)	21 (28.3)	22 (12.6)	56
その他	107 (8.5)	20 (11.7)	35 (9.5)	12 (28.3)	13 (7.5)	27
計	2575 (204.4)	340(204.1)	812 (221.3)	300(200.0)	343 (197.1)	771

※複数回答あり () 内はそれぞれの点検公園数に対する率%

公園を日常的に利用する団体の存在は公園で遊ぶ子どもの安全にとって大切なことである。その代表的なものは「子ども会・母親クラブ等」と「自治会・町会等」でそれぞれ50%強の比率を占めている。次いで「学校・保育園等」の37%、「老人会等」の34%となり、これに「行政等」(14%)「商工会等」(9%)となっている。

公園の種別にみてもこうした傾向に大きい差はみられない。

活動内容としては「子ども会・母親クラブ等」では「各種行事」が71%を占め次いで「公園の清掃管理」が29%となっている。公園の種別にみてもこうした傾向は余り変わらない。

活動頻度は「年に数回」が66%を占め「1ヶ月に数回」が13%となっている。「毎日」か「週に1~2回」程度の頻繁な利用も14%ある。公園の種別でも同じような傾向である。

「自治会・町会等」では「公園の清掃管理」が65%と一番多く、次いで「各種行事」(43%)、「花壇を作る・世話」(18%)、「スポーツ」(9%)、となっている。子育て組織とは異なった公園との係わり方がうかがえる。活動の頻度としては「年に数回」が67%と高く次いで「1ヶ月に数回」「週に1~2回」「ほぼ毎日」と続く。公園の種別にかかわらず同様の傾向にある。

「老人会等」では「スポーツ」の利用が一番多く39%を占めている。次いで「公園の清掃管理」が35%、「各種行事」23%、「花壇作り・世話」は20%を占める。高齢者の公園利用の内容の多様さを示している。活動頻度は「年に数回」が40%と一番多いが、3割強が「毎日」「週に1~2回」で占めており、他の階層に較べてこの年齢層の公園との係わりの

深さがうかがえる。公園の種別では「児童遊園」が「スポーツ」と「公園の清掃管理」の占める比率が他の公園に較べて高いのが注目される。この年齢層も活動内容によって公園を使い分けていることが推察される。

「商工会等」では「各種行事」が42%と一番高く、次いで「公園の清掃管理」、「花壇づくり・世話」が13%、10%でバザール等の利用がみられる。「スポーツ」は6%となっている。また「その他」の多目的利用が36%もある。活動頻度は「年に数回」が63%である。公園の種別はサンプルが少なく傾向を見るには無理がある。

「学校・保育園等」では「各種行事」が58%と過半を占め、他に「スポーツ」が11%「公園の清掃管理」が7%、「花壇作り・世話」が2%となっている。また「その他」の多目的利用が38%もある。活動頻度は「年に数回」が57%、「毎日」「週に1～2回」は22%にとどまる。公園の種別では、活動内容としては「児童遊園」では「各種行事」と「スポーツ」の割合が減少し、逆に「街区公園」では増加している。

「行政」等による利用では「公園の清掃管理」が5割強と高いが、これは業務として行っている場合が殆どである。「花壇作り・世話」の14%も同様の性格をもつものである。「各種行事」も2割強あり、様々な行政主体の行事空間としても公園が利用されているといえる。活動頻度は「年に数回」が6割ある。「毎日」「週に1～2回」といった利用は1割近くある。これらも殆どが業務としてのものと推察される。公園の種別にみると「児童遊園」は「清掃管理」が4割弱、「各種行事」と「花壇を作る・世話」がともに3割弱となっている。「近隣公園」では「花壇を作る・世話」が大きく減少する分「スポーツ」が14%を占める。

活動頻度については、「児童遊園」は「ほぼ毎日」の利用は無く、1月か1年に数回程度の利用を中心であるのに比べその他の公園ではこうした活動頻度の極端な集中はみられないが、詳しい傾向をみるにはサンプル数が十分でない。

⑤ 近隣住民の利用

毎日のように公園に顔を見せる住民は65%の公園に存在する。

【毎日利用する近隣住民はいるか】		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所数⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174	398
いない	394 (31.3)	61 (35.7)	97 (26.4)	47 (31.3)	60 (34.5)	129
いる	819 (65.0)	98 (57.3)	257(70.0)	101(67.3)	109(62.6)	254
未記入	47 (3.7)	12 (7.0)	13 (3.5)	2 (1.3)	5 (.2.9)	15

【利用する人】※複数回答あり () 内は上記“いる”に対する率%

計	幼児	小学生	中学生	青年	大人	高齢者
2651 (323.7)	561 (68.5)	607 (74.1)	258 (31.5)	166(203)	609 (74.4)	450 (54.9)

【利用の仕方】※複数回答あり () 内は上記“利用する人－計”に対する率%

計	雑談・休憩	散歩・ランニング	遊び	管理	付き添い	その他
3373 (127.2)	617 (23.3)	608 (22.9)	1317(49.7)	82(3.1)	585 (22.1)	164 (6.2)

毎日のように公園を利用している住民が存在する公園は 65%であり、そうした人の存在しない公園は 3 割強である。こうした利用をする人の年齢階層は「幼児」と「小学生」と「大人」がそれぞれ 7 割前後であり、「高齢者」が 55%と続く。「中学生」(32%) や「青年」(20%) のこうした利用は少ない。利用の仕方については前節で分析した季節別の利用と同様である。

公園を種別でみるとこうした利用がやや多いのが「街区公園」「近隣公園」である。こうした利用をする人の年齢階層別の特徴は余りなくどの種の公園も同じような利用がみられる。

3-4 公園の接園空間の点検（ハードな側面）

点検項目

- ① 接園部に公園内への目線を遮る樹木・建造物等はないか
- ② 建物が公園に対して開放的か閉鎖的か
- ③ 公園に接する土地の利用状況はどうか

(1) 点検票・地図への記入

- ① 設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.□.ハ.・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他（ ）内は記述する。
- ② 該当する物については図面上に赤で、安全にプラスになる場合は“○”を、マイナスになる場合は“×”を付ける。

【点検票 3/6 頁】

②-1、公園の接園空間くこの表に記入し、図面上にも赤く印を付ける (イ) 接園部の建物や道路から公園内への目線を大きく遮る物はないか。図面上には×印で記す	
1. ない → <input type="checkbox"/> 樹木 → <input checked="" type="checkbox"/> 高い木 (3m以上) の下枝が伸びている。 <input type="checkbox"/> 低い木 (1m以下) の木が伸びすぎている。 2. ある → <input type="checkbox"/> 建物 → <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> ハ.ゴミ収集所 <input type="checkbox"/> 二.集会所や公民館 <input type="checkbox"/> 木.その他 () (それは何か) <input type="checkbox"/> その他 () → <input checked="" type="checkbox"/> 墓やフェンス <input type="checkbox"/> 収集場 <input type="checkbox"/> 地形の高低差 <input type="checkbox"/> 駐輪場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 石碑 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(ロ) 接園部の建物等の住人（利用者）から公園内はよく見えるか（図面上には○で記す）	
* 窓（開口部）やベランダが公園に大きく向いている建物はあるか。 1. ない 2. ある → <input type="checkbox"/> 閉っている (雨戸やカーテン等は 閉っていますか)	
(ハ) 指定された施設があるかないか。 ○専門人の余りいない土地。図面上には×で記す。	
1. ない 2. ある → <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 木.その他 () (具体的に)	
○地域外の人も多く寄ってくる施設。図面上には×で記す。	
1. ない 2. ある → <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 娯楽観光施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 大型公共施設 <input type="checkbox"/> 木.その他 () (具体的に)	
○地域の公共的施設。図面上には○で記す。	
1. ない 2. ある → <input type="checkbox"/> 集会所や公民館 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園 <input type="checkbox"/> 児童館 <input type="checkbox"/> バス停 (具体的に)	

(2) ポイントと対策の基本

① 公園内への目線を遮るものとの存在

- ⇒ 植栽や建造物等で公園への視線を遮るものとの存在は安全に大きく影響する。
それが公園の敷地内か隣接する宅地等のものかどうかを確認する。
- ⇒ (対策)・視線を確保するにはどうするかを検討する。
 - ・障害物が公園内にあれば公園課等と話し合う。
 - ・障害物が公園外にあるときは所有権者の協力を得られるように努める。

② 建物が公園に対して開放的か閉鎖的か

- ⇒ 公園に接する建築物が公園の側に開放的（窓やベランダが公園に向いている）か否かは安全に大きく影響する。しかし、雨戸やカーテンが閉まっていると公園側に開放されても余り意味が無くなる。
時間帯による公園の利用状況を把握した上で防犯対策を検討する。
- ⇒ (対策)・公園内に目線が注がれる好条件の建物については、そのことを所有者に伝えて引き続き協力を得るように努める。
 - ・公共公益施設等であれば一層の協力を申し入れる。
 - ・接園部の住民の要望も取り入れながら、公園と住民の関係改善をすすめる。

③ 公園に接する土地の利用状況

- ⇒ 接園部に粗放的に利用されている土地の存在
 - ・駐車場や資材置き場等のような余り人がいない土地利用されていると危険。
近くにショッピングセンター等の商業施設や観光スポット等の存在
 - ・地域外の人も多く寄ってくるため特別の対策が必要になる。
- 公園に隣接する公共施設の存在
 - ・公園と同じ公共施設は公園で遊ぶ子どもたちを守る大切な施設である。
- バスの停留所等の人の停留する場の存在
 - ・バス停の近くの人が集まる場所の存在は公園の子どもたちを守る。
 - ・地下鉄等の広い駅勢圏を持つものでは危険要因となる。
- ⇒ (対策)・駐車場、資材置き場等の間に人のあまりいない土地や逆に商業施設、娯楽観光施設等は危険な要素なので所有者・管理者へ日頃の管理に気を付けるよう申し込んでおく。
 - ・隣接する公共施設と一体性を強め、その利用者や管理者によって公園が守られるよう改善策を検討する。
 - ・バス停は地域の人が集まる所で公園の近くにあると安全。バス停を公園の近くに移すよう相談する。

(3) 平成22年度点検結果

① 外から公園内部を遮る物の存在

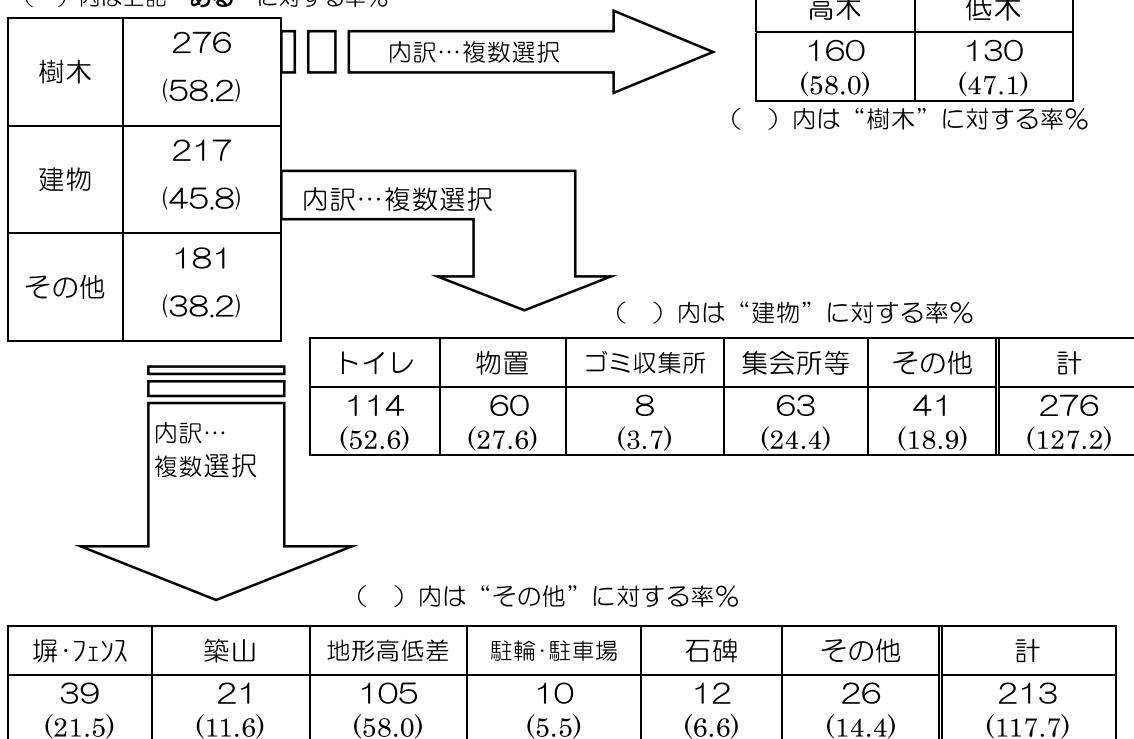
公園の外周部から公園内部への視線を遮る物が4割近くの公園に存在する。障害物としては「樹木」が6割を占めそのなかでも高木が低木より多い。接園部での高木の枝下し等の不十分さを示している。次いで「建物」でトイレの占める割合が高い。「集会所や公民館」「物置」等の公園と一体的に建設される建物の比率も高く、建設時に位置や構造についての配慮が必要になっている。「地形の高低差」や「築山」等が障害になっている場合も少なくなく、公園設計時に防犯の視点があまり考慮されてこなかった現状を示しており改善が求められている。

公園と公園外部との接する空間を接園空間という。接園空間の状況によって外周部の道路や建物から公園内で遊ぶ子どもたちを見守れるかどうかは大きく左右される。接園空間がどうした状況かは公園での安全にとって大切である。

【遮るものはあるか】		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174	398
な い	746 (59.2)	95 (55.6)	206 (56.1)	89 (59.3)	129 (74.1)	227
あ る	474 (37.6)	67 (39.2)	155 (42.2)	58 (38.7)	38 (21.8)	156
未記入	40 (3.2)	9 (5.3)	6 (1.6)	3 (2.0)	7 (.4.0)	15

【内訳】※複数回答あり

（ ）内は上記“ある”に対する率%



公園内への目線を大きく遮る物が存在する公園の比率は38%で、こうした物の存在しない公園は59%である。4割近い公園では接園部の空間状況に問題を抱えているといえる。公園の種別でみると、「広場・遊び場」でこうした障害物の割合が低いことが注目される。

こうした障害物のある公園での障害物の内訳で一番多いのは「樹木」で全体の6割弱を占め、次いで「建物」が3割強、「その他」が3割弱となっている。

「樹木」では「高木」が「低木」より1割近く多い。「高木」が“障害物”になるのは人間の目線の高さまで枝が下りてきていることを示している。「低木」が“障害物”になるのは剪定が不十分で人間の目線の高さまで成長しすぎていることを示している。従って「低木」の管理よりも「高木」の管理の方が不十分であることが推察される。「低木」の管理は住民や職員等できても「高木」は業者に委託する場合が多く、この点での不十分さがあるといえる。

「建物」では「トイレ」が4割強を占め一際高い。次いで「物置」が20%あり、「集会所や公民館」も17%ある。こうした公園と一体的に建設される建築物が4割近くある。これはこうした建物が、公園内で遊ぶ子どもたちの安全ということに殆んど無頓着につくられている状況を示している。この種の建物が公園内と外周道路等との目線を大きく害うことのないような配置上の配慮が必要になっているといえる。

「その他」では「地形の高低差」が5割を占め代表的なものである。「地形の高低差」は公園の単調さを破り楽しい公園の大切な設計手法ではあるが、死角を生み易く、この点からの改善が望まれているといえる。この他に「塀やフェンス」が2割近くを占めている。こうしたもののが可視化が求められている。「築山」も1割を占めている。「地形の高低差」同様の周辺空間状況を読み込んだ改善が必要になっている。

公園の種別にみるとこうした障害物の存在については「広場・遊び場」だけが低い値を示し他の公園は4割強と同じような状況にある。また、具体的な障害物としては、「児童遊園」「街区公園」「近隣公園」では「樹木」「建物」「その他」の構成比については大きな差違はみられない。「広場・遊び場」だけは「樹木」より「建物」の方が高い割合を示す。そのうち「樹木」についての「高木」「低木」の比率についても大きい違いはみられずどの種の公園でも「高木」の比率が1割前後高い。「建物」については「トイレ」が障害物になる割合は「児童遊園」「街区公園」「近隣公園」と規模が大きくなるほど高くなり、設置場所への改善度が高くなる。「広場・遊び場」は「トイレ」が障害になる割合は9%と低いが、逆に「集会所や公民館」や「ゴミの収集所」の割合が際立って高い。「児童遊園」や「街区公園」や「近隣公園」ではこの割合は低い。これらはそれぞれの公園の性格を表現しているといえる。

「その他」の“障害物”では「近隣公園」で「石碑」や「築山」の占める比率が高く、その分「地形の高低差」が障害物として捉える比率が低くなっている。

② 公園に開放的な建物の存在

接園部の建物が公園に対して開口部を大きくとり、そこが雨戸やカーテンで閉ざされていない公園は4割であり、過半の公園で接園部の建物との関係で課題を抱えている。

【窓（開口部）やベランダが公園に大きく向いている建物はあるか】

	児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174
な い	380 (30.2)	50 (29.2)	102(27.8)	45 (30.0)	59 (33.9)
あ る	834 (66.2)	109(63.8)	261(71.1)	100(66.7)	108 (62.1)
未記入	46 (3.6)	12 (7.0)	4 (1.1)	3(3.3)	7(4.0)

【雨戸やカーテン等は閉まっているか】

閉まっている	閉まっていない	未回答	計
348 (41.7)	444 (53.2)	42 (5.0)	834 (99.9)

公園の接園部にあって公園の側に窓（開口部）やベランダが大きく向いている建物は全体の7割弱（66%）の公園でみられる。これは3割の公園ではそうした建物は存在しないことになる。こうした建物のうち雨戸やカーテンが開いているのは5割強で4割強の建物は閉ざされていることになる。これらを総じてみると、公園の側に窓やベランダが大きく開口し、それが日常的に開放（雨戸等で閉ざされていない）されている建物の存在する公園は3割強ということになる。また、こうした開口部が存在しても日常的に閉ざされた状況にある公園が3割弱存在することになる。残る3割の公園では周辺の建物にこうした開口部すら存在しないことになる。公園と接園部の建物との関係は決して良好とはいえない。特に3割の公園への大きい開口部をもちながら日常閉ざされたままの所有者に日常的に雨戸やカーテンを開けておくことへの協力を働きかける必要がある。

公園の種別にみると、どの公園でも6～7割が公園に開口部を大きく向いている建物が存在することに変わりはない。その開口部が雨戸やカーテンで閉ざされている割合は「広場・遊び場」「街区公園」「児童遊園」「近隣公園」の順で高くなる。これは比較的規模が小さい公園ほど接園部の建物との関係が良好な状態にあることを推察させるものである。

③ 接園部の土地利用

3分の1の公園では接園部に日頃人気のない土地が存在する。具体的には「農地」「駐車場」「空き地」等がある。広域的な集客施設が存在する公園も2割を占める。他方、公園の安全要因にもなる日頃地域の人が集まってくるような施設が存在する公園は5割強ある。具体的には「集会所や公民館」「児童館」「幼稚園や保育園」「小学校」「バス」

公園に接する空間の土地利用の状況も公園の安全には大きい影響を及ぼす。3分の1の公園ではこうした空間に専門余り人が居ない居住性の低い土地が存在する。その内訳としては「農地」（31%）、「駐車場」（31%）、「空き地」（21%）となっている。区画整理事業などで周辺の市街地化に先行して公園が建設されていく状況や、バブルの崩壊によって市街化が余り進まない状況にあり、こうした状況が公園の安全にマイナスになっていることが推察される。

【昼間人の余りいない土地はあるか】

	児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174
な い	789 (62.6)	105(61.4)	236(64.3)	97(64.7)	111(63.8)
あ る	429 (34.0)	58(33.9)	127(34.6)	50(33.3)	55(31.6)
未記入	42 (3.4)	8(4.7)	4(1.1)	3(2.0)	8(4.6)



【内 訳】※複数回答あり () 内は上記 “ある” に対する率%

空き地	農地	駐車場	資材置場	その他	計
107 (24.9)	156 (36.4)	159 (37.7)	20 (4.7)	72 (16.8)	514(119.8%)

公園の種別にみると、こうした土地利用の存在状況には大差がない。具体的な内容については「近隣公園」で「農地」が41%と高くその分「駐車場」が22%と低いのが注目される。一般的には農地等の市街地化は、「農地」→「空き地」→「駐車場」等→「資材置き場」→「住宅」等と変化していくことを考えると、こうした土地利用の存在状況によってそれぞれの公園がどういう市街化の過程にあるのかが推察される。

【地域外の人も多く寄ってくる施設があるか】

	児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174
な い	928 (73.7)	122(71.3)	267(72.8)	117(78.0)	136(78.2)
あ る	286 (22.7)	40 (23.4)	95(25.9)	29(19.3)	30(17.2)
未記入	46 (3.6)	9 (5.3)	5(1.4)	4(2.7)	8(4.6)



【内 訳】※複数回答あり () 内は上記 “ある” に対する率%

商業施設	娯楽観光	医療施設	公共施設	その他	計
96 (33.6)	26 (9.1)	50 (17.5)	56 (19.6)	98 (34.3)	326 (114.0)

接園部に地域外の人々も多く集ってくる広域施設の存在も公園の安全にはマイナスに働く要素である。こうした施設の存在する公園は2割強である。具体的内訳としては「商業施設」が33%、「公共施設」が20%、「医療施設」が18%「娯楽観光施設」も9%存在する。こうした施設が接園部に存在する公園では、当該施設側に公園での安全について特段の注意をお願いしておくことが必要である。例えば、当該施設の警備員等に公園にも注意を払ってもらうとか、当該施設から公園への見通しを良くするとかの要望を出しておくのも必要である。

公園の種別にみても全体的傾向と大差はないが、「街区公園」と「児童遊園」にそうした施設の存在する公園がやや多い。具体的施設としては「街区公園」では「商業施設」が「児童遊園」では「その他」の占める比率がやや高い。

【公共的施設があるか】

		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174	398
な い	578 (45.9)	81(47.4)	190(51.8)	91(60.7)	37(21.3)	179
あ る	642 (51.0)	80(46.8)	174(47.4)	56(37.4)	132(75.9)	200
未記入	40 (3.2)	10 (5.8)	3(0.8)	3(2.0)	5(2.9)	19



【内訳】※複数回答あり () 内は上記“ある”に対する率%

集会所等	学校	幼稚園等	児童館	バス停	その他	計
319(49.7)	111(17.3)	118(18.4)	150(23.4)	96(15.0)	99(15.4)	893(139.1)

大型施設とは別に主として地域の人々が日常的に利用する施設の存在は公園の安全性を高める。こうした施設が接園部に存在する公園は 51%で、具体的内訳としては「集会所や公民館」がそのうちの 50%、「児童館」が 23%「幼稚園や保育園」が 18%「学校」が 17%で「バス停」も 15%を占める。これ等の施設は地域住民が主な利用者であり、公園に接してこうした施設の存在は公園で遊ぶ子どもたちを自然に見守ることができる大切な存在である。こうした存在意義を自覚し、こうした施設の利用を一層促進させていく必要がある。またこうした施設と公園との一体性を強めていく工夫も必要である。

公園の種別にみると「広場・遊び場」で8割近くがこうした施設がある。次いで「街区公園」「児童遊園」「近隣公園」の順でこうした施設の存在する公園の割合が低くなる。具体的には「児童遊園」では当然のこととして「児童館」の存在が高い。「児童館」は広場・遊び場でも高い割合を示す。「近隣公園」では「バス停」が 25%と高い比率を示す。バス停は様々な人々が利用する鉄道や地下鉄の駅と異なり地域住民の利用が多くバス停の存在が公園の安全に働く場合が多いことから、公園の接道部にバス停を移動することは検討すべき事項の一つである。

3-5 公園の接園空間の点検（ソフトな側面）

点検項目

- ① 接園部の道路で路上駐車はないか
- ② 接園部の道路状況はどうか

(1) 点検票・地図への記入

- ① 設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.ロ.ハ.・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他()内は記述する。
- ② 該当する物については図面上に赤で“X”を付ける。

【点検票 6/6 頁】

②-2、接園部の利用状況 ————— <この表に記入し、図面上にも赤く×印をつける>					
(イ) 接園部の道路でよく路上駐車がみられる場所はないか。					
1. ない 2. ある → イ.いつもある　□.定期的にある　ハ.不定期だが時々ある　ニ.その他 (頻度がどれくらいか) (どんな時) ()					
(ロ) 接園部の道路に通過交通の多い道路はあるか。					
1. ない 2. ある → イ.国道　□.都道府県道　ハ.市町村道　ニ.その他 () (道路の種類)					

(2) ポイントと対策の基本

① 接園部の路上駐車の存在

- ⇒ 公園回りの道路は路上駐車されやすい。路上駐車は公園内の子どもたちを見えなくなる。
- ⇒ (対策)・公園周辺は駐車禁止を住民相互で申し合わせる。
・必要に応じて警察等とも協議する。

② 接園部の道路状況

- ⇒ 道路を利用する者が地域の人かどうかも含め通行量の多い道路を把握しておく。
- ⇒ (対策)・地域外の自動車等がよく通る道路に接する公園は出入口を移したり、ストッパーを設置したり等の工夫をする。周辺は駐車禁止を住民相互で申し合わせる。
・必要に応じて警察等とも協議する。

((3) 平成 22 年度点検結果

① 接園部の路上駐車の存在

接園部の利用状況で問題とするのは道路の駐車問題である。駐車する自動車によって公園内への視線が遮られる場合が少なくない。3分の1の公園でこうした路上駐車が見られ、その頻度も低くない。

【よく路上駐車が見られる場所があるか】

		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174	398
な い	829 (65.8)	118(69.0)	224(61.0)	99 (66.0)	129(74.1)	179
あ る	399 (31.7)	43 (25.1)	141(38.4)	48 (32.0)	42 (24.1)	200
未記入	32 (2.5)	10 (5.8)	2(0.5)	3 (2.0)	3 (1.7)	19



【駐車の頻度】 () 内は上記 “ある” に対する率%

いつも	定期的	不定期で時々	その他	計
105 (26.3)	54 (13.5)	228 (57.1)	7 (1.8)	394 (98.7)

接園部の道路の路上駐車は道路と公園を視覚的に分断し改善が望まれるものである。こうした路上駐車が見られる公園は3割強（32%）もある。路上駐車の頻度も「何時もある」が26%「定期的にある」が14%、「不定期だが時々ある」が57%となっている。これらの事から言えることは全体の公園の1割以上で常時路上駐車がみられることである。接園部の道路は個人宅等の道路よりも苦情が少なく路上駐車がし易いこともあって、接園部の道路には路上駐車がよくみかけられる状況が全国的に広がっているといえる。周辺住民の合意をとりつつ接園部の道路から路上駐車をなくしていくことが必要である。

公園の種別でみると路上駐車がある公園の比率は「広場・遊び場」「児童遊園」「近隣公園」「街区公園」の順に高くなっている。頻度も「近隣公園」の33%が「何時もある」で高く、次いで「児童遊園」「街区公園」「広場・遊び場」となっている。総じて身近な「広場・遊び場」を除いた公園では「何時もある」が3割前後を占め少くない公園の外周道路で日常的に路上駐車がみられる状況には対策が必要である。

② 接園部の道路状況

接園部に通過交通の多い道路が存在する公園は4割近くもある。交通事故の心配だけでなく、加害者の侵入や逃避がし易い公園といえる。

【接園部の道理に通過交通の多い道路はあるか】

		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174	398
な い	748 (59.4)	98(57.3)	214(58.3)	81(54.0)	114.(65.5)	241
あ る	473 (37.5)	63(36.8)	148(40.3)	65(43.3)	57(32.8)	140
未記入	39 (3.1)	10(5.8)	5(1.4)	4(2.7)	3(1.7)	17



【道路の種類】 () 内は上記“ある”に対する率%

国道	都道府県道	市町村道	その他	計
55 (11.6)	70 (14.8)	318 (67.2)	21(4.4)	464 (98.1)

接園部に通過交通の多い道路が存在する公園は4割弱（38%）である。その7割弱が市町村道（67%）で都道府県道が15%、国道も11%を占めている。こうした道路は公園に来園する子どもたちの交通事故が心配されるだけでなく、子どもたちへの犯罪者のアプローチをし易くし、犯行後の逃避をし易くするものとして安全上も課題が多い。公園の入り口を通過交通の少ない生活道路側に変更したり、入口の見通しを良くしたりする等の改善が望まれる。

公園の種別にみても、この傾向には大きい差異ない。

3-6 公園の立地空間

点検項目

- ① 周辺（約100m以内）に鉄道駅や大きな商業施設、農地や荒地はないか
- ② 通勤や通学等に利用される生活道路に接しているか
- ③ 公園は地域のはずれにないか

(1) 点検票・地図への記入

設問の回答が「1・2」に分かれているものはいずれかに○をし、「イ.□.ハ.・・・」の場合には該当するもの全て○をつけ、その他（ ）内は記述する。

【点検票 6/6 頁】

③-1、公園の周辺（約100M以内）に次のようなものはないか ————— <この表に記入する>					
(イ)、鉄道駅や商業施設・観光娯楽施設、工場などはあるか。					
{ 1. ない 2. ある → [イ.鉄道駅 □.商業施設 ハ.観光娯楽施設, ニ.工場 ホ.公共施設 ヘ.その他 ()] (具体的に)					
(ロ)、農地や空地等が多く、住居等はまばらであるか。					
{ 1. 住居はまばらでない 2. 住居はまばらである → [イ.空き地 □.農地 ハ.その他 () (何が多いか)]					
③-2、公園は地域の人々の生活道路（通勤、通学、買い物等）に接しているか ————— <この表に記入する>					
{ 1. 接していない 2. 接している → [イ.通勤 □.通学 ハ.買い物 ニ.その他 () (どんな利用か)]					
③-3、公園が地域のはずれにあって、あまり利用されない ————— <この表に記入する>					
{ 1. はずれでない 2. はずれにある → [1.あまり利用されない 2.よく利用されている]					

(2) ポイントと対策の基本

① 公園の周辺（約100m以内）の状況

- ⇒ 近くに鉄道駅があると広域から人を呼び込み危険。また、大型ショッピングセンター等の商業施設や観光スポット等があると地域外の人も多く寄ってくる。
空き地が多く住宅等がまばらかどうかも確認する。
- ⇒ (対策)・商工会等の業者組織とも話し合って公園の防犯活動への協力を依頼する。
 - ・商工会等での公園利用を促進し公園への関心を高める。
 - ・地主の協力を得て市民農園等の利活用も検討する。

② 生活道路の存在

- ⇒ 買い物や通勤通学の生活動線を公園周辺について把握しておく。これらは公園の安全にプラスに働く。
- ⇒ (対策)・地域住民の生活動線となるべく公園に合わせる等の工夫をする。

③ 公園の位置

- ⇒ 地域のはずれに位置しているとあまり子どもたちに遊ばれないことが多い。
- ⇒ (対策)・公園の利活用を検討する。別に適地があれば公園の移設も考える。

(3) 平成22年度点検結果

公園の立地する周辺の地域の状況としては、3割強の公園で広域的な集客施設が存在する。具体的には「商業施設」「公共施設」「工場」「鉄道駅」「観光娯楽施設」等がある。また、周辺地域に農地や空き地が多く住居が疎らな公園は2割近くある。

地域の人々が利用するには公園の位置が不適切な公園も1割強あり、住宅地建設等における公園の位置づけに課題が残されている。

① 大型施設の存在

【地域外の人も多く寄ってくる施設があるか】

		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174	398
な い	832 (66.0)	110(64.3)	219(59.7)	99(66.0)	133(76.4)	271
あ る	400 (31.7)	52(30.4)	145(39.5)	49(32.7)	39(22.4)	115
未記入	28 (2.2)	9(5.3)	3(0.8)	2(1.3)	2(1.1)	12



【内訳】※複数回答あり () 内は上記“ある”に対する率%

鉄道駅	商業施設	観光娯楽	工場	公共施設	その他	計
64(16.0)	151(37.8)	40(10.0)	64(16.0)	143(35.8)	63(15.8)	525(131.3)

公園の周辺100メートル前後をその公園の立地空間とし、その空間の状況を調査する。まず大型施設の存在する公園は全体の32%である。大型施設の具体的内訳としては「商業施設」38%、「公共施設」36%、「工場」16%、「鉄道駅」16%、「娯楽施設」10%となっている。公園の近くにこうした大型施設が存在すると、利用形態によっては公園の利用に少なからぬ影響がある。そうした視点から公園利用への影響を調査し、場合によっては施設側や行政や警察等への要望を出していく必要もある。

公園の種別でみると、こうした大型施設の存在する割合に大きな差は無い。大型施設の内訳では、「児童遊園」では「公共施設」、「街区公園」では「商業施設」、「近隣公園」では「鉄道駅」、「広場・遊び場」では「公共施設」の割合が高くなる。

② 農地・空地の存在

【農地や空地等が多く住居等はまばらか】

		児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174	398
な い	1011 (80.2)	134(78.4)	312(85.0)	129(86.0)	133(76.4)	306
あ る	215 (17.1)	29(17.0)	52(14.2)	20(13.3)	39(22.4)	77
未記入	34 (2.7)	8(4.7)	3(0.8)	1(0.7)	2(1.1)	15

公園の立地空間に農地や空地が多く住居等がまばらな公園は2割弱(17%)である。8割強の公園では立地空間の居住地化(市街化)は進んでいる。具体的な内訳は「農地」が6割強、「空地」が2割強である。「その他」は林地等で2割弱ということになる。

公園の種類別にみると立地空間が疎(農地・空地が多い)の公園は「広場・遊び場」(22%)「児童遊園」(17%)「街区公園」(14%)「近隣公園」(13%)となっている。具体的な内訳としては、「農地」の占める比率が高いのは「広場・遊び場」(81%)次いで「近隣公園」(59%)となっている。「空地」の比率がやや高いのは「街区公園」(33%)である。これらはそれぞれの公園がどのような市街化の場所に多く立地しているかを示しているともいえる。

③ 生活道路の存在

【地域の生活道路に接しているか】

	児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174
いない	269 (21.3)	30(17.5)	58(15.8)	32(21.3)	42(24.1)
いる	964 (76.5)	134(78.4)	308(83.9)	116(77.3)	128(73.6)
未記入	27 (2.1)	7 (4.1)	1 (0.3)	2 (1.3)	4 (2.3)
					13



【内訳】※複数回答あり () 内は上記“いる”に対する率%

通勤	通学	買い物	その他	計
734(76.1)	845(87.7)	629(65.2)	40(4.1)	2248(233.2)

公園の外周道路が地域の人々の生活道路になっているかどうかでは8割弱の公園でそうした状況がみられる。利用の形態も「通学」(88%)「通勤」(76%)「買い物」(65%)が代表的なものである。公園の種別にみてもこうした傾向に大差はない。

③ 地域のなかで公園の位置

【地域のはずれにあってあまり利用されないか】

	児童遊園	街区公園	近隣公園	広場・遊び場	不明
調査か所⇒	1,260 (100%)	171	367	150	174
はずれでない	1046 (83.0)	136(79.5)	317(86.4)	129(86.0)	149(85.6)
はずれである	180 (14.3)	28(16.4)	47(12.8)	20(13.3)	19(10.9)
未記入	34 (2.7)	7 (4.1)	3 (0.8)	1 (0.7)	6 (3.4)
					17



【はずれにある場合の利用頻度】 () 内は上記“はずれにある”に対する率%

余り利用されない	よく利用されている	計
115 (63.9)	55 (30.6)	170 (94.4)

公園は地域のリビングルームである。住居に例えるなら各戸の家々が個室であり、家族が集まつくるリビングルームは、各戸から人々が出てくる公園は地域のリビングルームである。では公園はそうした空間に立地しているのであろうか。常に地域の人々が集まり易く安全な空間に立地しているのだろうか。残念ながら 14%の公園がそうした空間に立地していない。宅地開発した時の住居に不向きな角地やはずれに公園が設置されることが少なくない。そうした公園では6割強の割合で利用状況も余り良くない。

公園の種別でみると地域のなかでの立地状況では公園別に大差はみられないが「街区公園」は「児童遊園」や「近隣公園」に較べてあまり利用されない公園の比率が高い。

【執筆　：　中村　攻　千葉大学名誉教授】

4. 資 料

4-1 点検活動の経緯

「地域の安全点検」に関連して全国地域活動連絡協議会および母親クラブが取り組んだ事業は、平成17年度に中村攻千葉大学教授(当時)の指導を受けて開始し、以下のような経緯を経て現在に至っている。

年度	事 業 名	概 要
平成 17 年度	母親クラブによる親子でつくる地域の安全な環境事業	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 福祉医療機構助成事業 ❖ 秋田、足利、姫路、倉敷、北九州の各市（6地区）で実施 ❖ 調査対象児童数 2,157名、有効回答数 1,599名
平成 18 年度	母親クラブによる親子でつくる地域の安全な環境づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 福祉医療機構助成事業 ❖ 前年度事業を踏まえ、対象を公園に絞って防犯活動 ❖ 「ビデオマニュアル」作成 ❖ 公園の安全点検を 10月に実施 (以降、毎年実施) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 2,030 か所 参加者数 = ————— 参加母ク数 = ————— クラブ (内、母ク会員= —————) </div>
平成 19 年度	全国一斉推進事業 「公園の安全点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,590 か所 参加者数 = 10,330 人 参加母ク数 = 942 クラブ (内、母ク会員=6,798 人) </div>
平成 20 年度	全国一斉推進事業 「公園の安全点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,444 か所 参加者数 = 9,835 人 参加母ク数 = 859 クラブ (内、母ク会員=6,442 人) </div>
	母親クラブによる「地域の安全システム」モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 福祉医療機構助成事業 ❖ 岩見沢、仙台、赤穂、岡山、北九州の各市の母親クラブが地域の防犯対策モデル事業に取り組む ❖ 沢崎俊之教授の指導による「児童虐待予防」実施調査対象上記 5 か所の母ク関係者にアンケート実施 (回答 526 名)

	全国一斉推進事業 「公園の安全点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,582 か所 参加者数 = 7,761 人 参加母ク数 = 966 クラブ (内、母ク会員=4,368 人) </div>
平成 21 年度	母親クラブによる「地域の安全・安心対策と児童虐待予防」事業	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 福祉医療機構助成事業 ❖ 北海道から沖縄までの 15 地区で 18 母親クラブが取り組む ❖ 調査対象児童数 3,632 名、有効回答数 2,282 名 ❖ 沢崎俊之教授の指導による「児童虐待予防」実施 ❖ 5,613 名の母親、8,279 名の子どもにアンケート実施 ❖ 小冊子作成
平成 22 年度	全国一斉推進事業 「公園の安全点検」	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 7月に実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 点検か所数 = 1,260 か所 参加者数 = 8,420 人 参加母ク数 = 649 クラブ (内、母ク会員=5,559 人) </div>
	母親クラブの研修用テキストブック（マニュアル）作成事業	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 福祉医療機構助成事業 ❖ 過去の事業・マニュアルを見直して以下の成果物を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・テキストマニュアル（本書） ・DVD マニュアル ・リーフレット

4-2 平成 22 年度点検結果（公園種類別集計表）

※次頁以降